

寒川町障がい者福祉計画（案） 新旧対照表

令和5年9月13日現在

新	旧	備考欄
<p style="text-align: center;">第1章 総論</p> <p>1. 計画策定の趣旨</p> <p>町では、「障がいのある人もない人も、地域の中で安心して暮らせる社会を目指して」という基本理念のもと、「障がい者やさしさプラン（第5次寒川町障がい者計画）」（計画期間：令和3～5年度）を、そして、「障がい者やさしさプラン」に掲げる具体的な施策を展開していくうえで、障がい福祉サービス*や地域生活支援事業の必要な見込量とそれを確保するための方策を定めた「第6期寒川町障がい福祉計画」（計画期間：令和3～5年度）を、さらに障がい児通所支援*や障がい児相談支援についての必要な見込量とそれを確保するための方策を定めた「第2期寒川町障がい児福祉計画」（計画期間：令和3～5年度）を「寒川町障がい者福祉計画」として一体的に策定し、一貫した障がい福祉施策を推進してまいりました。</p> <p>また、世界共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）*に掲げられている「誰一人も取り残さない」という理念を取り入れ、切れ目のない支援を図るためのサービスの充実や体制強化に取り組むとともに、令和2年に世界中に感染拡大した新型コロナウイルス感染症により、経済や生活様式に大きく変化をもたらされた。このように、現代社会が抱える様々な問題を見直しの機会と捉え、長期的な視点を持って対応していく必要があります。</p> <p>これまでの間、令和3年5月に「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が改正され、また、令和4年12月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等」の一括法案の改正により、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置の強化、障害者等の地域生活の支援体制の充実、相談支援体制の強化、多様な就労ニーズに対する支援及び雇用の質の向上の推進等、支援体制の充実・強化だけでなく、就労における新たな支援もスタートしていきます。</p> <p>このような背景を踏まえて、本町においても、令和6年からスタートする新たな計画においては、現行の計画の基本理念を引き継ぎつつ、障がい者施策を推進していくために、「障がい者やさしさプラン（第6次寒川町障がい者計画）」・「第7期寒川町障がい福祉計画」・「第3期寒川町障がい児福祉計画」の3計画をあわせもつ「寒川町障がい者福祉計画」を一体的に策定するものです。</p> <p>2. 計画の目的</p> <p>この計画は、「障害者基本法*」第11条第3項の規定により策定されている町の障がい者計画や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）*」第88条第1項に規定されている障がい福祉計画及び、児童福祉法*第33条の20第1項に規定されている障がい児福祉計画を盛り込んだ障がい福祉計画を、調和のとれた一体的な計画とするために「寒川町障がい者福祉計画」として策定しました。</p> <p>策定に当たっては、国の「障害者基本計画」、「障害者福祉計画に関する基本指針」、神奈川県「当事者目線の障害福祉推進条例」に基づく基本計画を踏まえ、「障がいのある人もない人も、地域の中で安心して暮らせる社会を目指して」という基本理念の実現に向けて、他の関連する諸計画との整合性を保ち、基本的には、これまでの前計画を継承し、必要な施</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総論</p> <p>1. 計画策定の趣旨</p> <p>町では、「障がいのある人もない人も、地域の中で安心して暮らせる社会を目指して」という基本理念のもと、「障がい者やさしさプラン（第4次寒川町障がい者計画）」（計画期間：平成30～令和2年度）を、そして、「障がい者やさしさプラン」に掲げる具体的な施策を展開していくうえで、障がい福祉サービス*や地域生活支援事業の必要な見込量とそれを確保するための方策を定めた「第5期寒川町障がい福祉計画」（計画期間：平成30～令和2年度）を、さらに障がい児通所支援*や障がい児相談支援についての必要な見込量とそれを確保するための方策を定めた「第1期寒川町障がい児福祉計画」（計画期間：平成30～令和2年度）を「寒川町障がい者福祉計画」として一体的に策定し、一貫した障がい福祉施策を推進してまいりました。</p> <p>また、世界共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）*に掲げられている「誰一人も取り残さない」という理念を取り入れ、切れ目のない支援を図るためのサービスの充実や体制強化に取り組むとともに、瞬く間に世界に広がり経済や生活様式に大きな影響を与えた新型コロナウイルス感染症への対応等、現代社会が抱える様々な問題を見直しの機会と捉え、長期的な視点を持って対応していく必要があります。</p> <p>これらの取り組みを踏まえ、令和2年度をもって、現行の計画が終了となることから、基本理念の実現に向け、引き続き「障がい者やさしさプラン（第5次寒川町障がい者計画）」・「第6期寒川町障がい福祉計画」・「第2期寒川町障がい児福祉計画」の3計画をあわせもつ「寒川町障がい者福祉計画」を一体的に策定するものです。</p> <p>2. 計画の目的</p> <p>この計画は、「障害者基本法*」第11条第3項の規定により策定されている町の障がい者計画や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）*」第88条第1項に規定されている障がい福祉計画及び、児童福祉法*第33条の20第1項に規定されている障がい児福祉計画を盛り込んだ障がい福祉計画を、調和のとれた一体的な計画とするために「寒川町障がい者福祉計画」として策定しました。</p> <p>策定に当たっては、国や神奈川県の障がい者計画と、それらの策定時の基本指針に基づき、基本的には、これまでの前計画を継承し、必要な施策を着実に推進していきます。</p>	

寒川町障がい者福祉計画（案） 新旧対照表

令和5年9月13日現在

新	旧	備考欄																																																																																
<p>策を着実に推進していきます。</p> <p>3. 障がい者計画と障がい福祉計画及び障がい児福祉計画について (略)</p> <table border="1" data-bbox="112 422 1308 833"> <tr> <td></td> <td>障がい者計画</td> <td>障がい福祉計画</td> <td>障がい児福祉計画</td> </tr> <tr> <td>根拠法令</td> <td>障害者基本法 (昭和45年5月21日施行)</td> <td>障害者総合支援法 (平成25年4月1日施行)</td> <td>児童福祉法 (昭和22年12月12日施行)</td> </tr> <tr> <td>位置づけ</td> <td>障がい者の福祉に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本的な計画</td> <td>障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業について、種類ごとに各年度の必要な見込量とそれを確保するための方策を定める計画</td> <td>障がい児通所支援及び障がい児相談支援について、種類ごとに各年度の必要な見込量とそれを確保するための方策を定める計画</td> </tr> </table> <p>4. 計画の位置づけ (略)</p> <p>5. 計画の期間 障がい者計画と障がい福祉計画、障がい児福祉計画の調和を考慮し、一体的に策定することが望ましいため、計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年計画とします。 なお、制度改正等を踏まえ、必要に応じ、計画期間中であっても必要な見直しを行うものとします。 ◆計画期間◆</p> <table border="1" data-bbox="112 1276 1249 1780"> <tr> <td></td> <td>令和3年度</td> <td>令和4年度</td> <td>令和5年度</td> <td>令和6年度</td> <td>令和7年度</td> <td>令和8年度</td> </tr> <tr> <td>やさしさプラン (障がい者計画)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>障がい福祉計画</td> <td colspan="3">障がい者福祉計画 (第5次障がい者計画) (第6期障がい福祉計画)</td> <td colspan="3">障がい者福祉計画 (第6次障がい者計画) (第7期障がい福祉計画)</td> </tr> <tr> <td>障がい児福祉計画</td> <td colspan="3">第2期障がい児福祉計画</td> <td colspan="3">第3期障がい児福祉計画</td> </tr> </table> <p>6. 計画の対象者 (略)</p>		障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画	根拠法令	障害者基本法 (昭和45年5月21日施行)	障害者総合支援法 (平成25年4月1日施行)	児童福祉法 (昭和22年12月12日施行)	位置づけ	障がい者の福祉に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本的な計画	障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業について、種類ごとに各年度の必要な見込量とそれを確保するための方策を定める計画	障がい児通所支援及び障がい児相談支援について、種類ごとに各年度の必要な見込量とそれを確保するための方策を定める計画		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	やさしさプラン (障がい者計画)							障がい福祉計画	障がい者福祉計画 (第5次障がい者計画) (第6期障がい福祉計画)			障がい者福祉計画 (第6次障がい者計画) (第7期障がい福祉計画)			障がい児福祉計画	第2期障がい児福祉計画			第3期障がい児福祉計画			<p>3. 障がい者計画と障がい福祉計画及び障がい児福祉計画について (略)</p> <table border="1" data-bbox="1356 422 2555 833"> <tr> <td></td> <td>障がい者計画</td> <td>障がい福祉計画</td> <td>障がい児福祉計画</td> </tr> <tr> <td>根拠法令</td> <td>障害者基本法 (昭和45年5月21日施行)</td> <td>障害者総合支援法 (平成25年4月1日施行)</td> <td>児童福祉法 (昭和22年12月12日施行)</td> </tr> <tr> <td>位置づけ</td> <td>障がい者の福祉に関する施策及び障がいの予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画</td> <td>障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業について、種類ごとに各年度の必要な見込量とそれを確保するための方策を定める計画</td> <td>障がい児通所支援及び障がい児相談支援について、種類ごとに各年度の必要な見込量とそれを確保するための方策を定める計画</td> </tr> </table> <p>4. 計画の位置づけ (略)</p> <p>5. 計画の期間 障がい者計画と障がい福祉計画、障がい児福祉計画の調和を考慮し、一体的に策定することが望ましいため、計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年計画とします。 なお、制度改正等を踏まえ、必要に応じ、計画期間中であっても必要な見直しを行うものとします。 ◆計画期間◆</p> <table border="1" data-bbox="1356 1283 2481 1780"> <tr> <td></td> <td>平成30年度</td> <td>令和元年度</td> <td>令和2年度</td> <td>令和3年度</td> <td>令和4年度</td> <td>令和5年度</td> </tr> <tr> <td>やさしさプラン (障がい者計画)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>障がい福祉計画</td> <td colspan="3">障がい者福祉計画 (第4次障がい者計画) (第5期障がい福祉計画)</td> <td colspan="3">障がい者福祉計画 (第5次障がい者計画) (第6期障がい福祉計画)</td> </tr> <tr> <td>障がい児福祉計画</td> <td colspan="3">第1期障がい児福祉計画</td> <td colspan="3">第2期障がい児福祉計画</td> </tr> </table> <p>6. 計画の対象者 (略)</p>		障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画	根拠法令	障害者基本法 (昭和45年5月21日施行)	障害者総合支援法 (平成25年4月1日施行)	児童福祉法 (昭和22年12月12日施行)	位置づけ	障がい者の福祉に関する施策及び障がいの予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画	障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業について、種類ごとに各年度の必要な見込量とそれを確保するための方策を定める計画	障がい児通所支援及び障がい児相談支援について、種類ごとに各年度の必要な見込量とそれを確保するための方策を定める計画		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	やさしさプラン (障がい者計画)							障がい福祉計画	障がい者福祉計画 (第4次障がい者計画) (第5期障がい福祉計画)			障がい者福祉計画 (第5次障がい者計画) (第6期障がい福祉計画)			障がい児福祉計画	第1期障がい児福祉計画			第2期障がい児福祉計画			
	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画																																																																															
根拠法令	障害者基本法 (昭和45年5月21日施行)	障害者総合支援法 (平成25年4月1日施行)	児童福祉法 (昭和22年12月12日施行)																																																																															
位置づけ	障がい者の福祉に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本的な計画	障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業について、種類ごとに各年度の必要な見込量とそれを確保するための方策を定める計画	障がい児通所支援及び障がい児相談支援について、種類ごとに各年度の必要な見込量とそれを確保するための方策を定める計画																																																																															
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度																																																																												
やさしさプラン (障がい者計画)																																																																																		
障がい福祉計画	障がい者福祉計画 (第5次障がい者計画) (第6期障がい福祉計画)			障がい者福祉計画 (第6次障がい者計画) (第7期障がい福祉計画)																																																																														
障がい児福祉計画	第2期障がい児福祉計画			第3期障がい児福祉計画																																																																														
	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画																																																																															
根拠法令	障害者基本法 (昭和45年5月21日施行)	障害者総合支援法 (平成25年4月1日施行)	児童福祉法 (昭和22年12月12日施行)																																																																															
位置づけ	障がい者の福祉に関する施策及び障がいの予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画	障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業について、種類ごとに各年度の必要な見込量とそれを確保するための方策を定める計画	障がい児通所支援及び障がい児相談支援について、種類ごとに各年度の必要な見込量とそれを確保するための方策を定める計画																																																																															
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																																																																												
やさしさプラン (障がい者計画)																																																																																		
障がい福祉計画	障がい者福祉計画 (第4次障がい者計画) (第5期障がい福祉計画)			障がい者福祉計画 (第5次障がい者計画) (第6期障がい福祉計画)																																																																														
障がい児福祉計画	第1期障がい児福祉計画			第2期障がい児福祉計画																																																																														

新	旧	備考欄
<p>障害者総合支援法関連サービスの対象者 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>訪問系サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 居宅介護 ○ 重度訪問介護 ○ 同行援護 ○ 行動援護 ○ 重度障がい者等包括支援 </div> <div style="width: 45%;"> <p>日中活動系サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活介護 ○ 自立訓練 ○ 就労移行支援 ○ 就労継続支援 ○ 就労定着支援 ○ 療養介護 ○ 短期入所 </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 45%;"> <p>居住系サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 共同生活援助 ○ 施設入所支援 ○ 自立生活援助 </div> <div style="width: 45%;"> <p>相談支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 計画相談支援 ○ 地域移行支援 ○ 地域定着支援 </div> </div> <p style="text-align: center; background-color: black; color: white; padding: 2px;">自立支援給付*</p> </div> <p style="text-align: center; background-color: #ccc; border-radius: 50%; padding: 5px; margin: 10px 0;">障がい者・障がい児・難病患者</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>必須事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 相談支援事業 ○ コミュニケーション支援事業 ○ 日常生活用具*給付等事業 ○ 移動支援事業 ○ 地域活動支援センター*機能強化事業 </div> <div style="width: 45%;"> <p>任意事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 訪問入浴サービス事業 ○ 日中一時支援事業 ○ 社会参加促進事業 </div> </div> <p style="text-align: center; background-color: black; color: white; padding: 2px;">地域生活支援事業</p> </div>	<p>障害者総合支援法関連サービスの対象者 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; background-color: black; color: white; padding: 2px;">自立支援給付*</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>訪問系サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 居宅介護 ○ 重度訪問介護 ○ 同行援護 ○ 行動援護 ○ 重度障がい者等包括支援 </div> <div style="width: 45%;"> <p>日中活動系サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活介護 ○ 自立訓練 ○ 就労移行支援 ○ 就労継続支援 ○ 就労定着支援 ○ 療養介護 ○ 短期入所 </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 45%;"> <p>居住系サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 共同生活援助 ○ 施設入所支援 ○ 自立生活援助 </div> <div style="width: 45%;"> <p>相談支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 計画相談支援 ○ 地域移行支援 ○ 地域定着支援 </div> </div> </div> <p style="text-align: center; background-color: #ccc; border-radius: 50%; padding: 5px; margin: 10px 0;">障がい者・障がい児・難病患者</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 相談支援事業 ○ コミュニケーション支援事業 ○ 日常生活用具*給付等事業 ○ 移動支援事業 ○ 地域活動支援センター*機能強化事業 </div> <div style="width: 45%;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 訪問入浴サービス事業 ○ 日中一時支援事業 ○ 社会参加促進事業 </div> </div> <p style="text-align: center; background-color: black; color: white; padding: 2px;">地域生活支援事業</p> </div>	
<p>児童福祉法関連サービスの対象者 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; background-color: black; color: white; padding: 2px;">障がい児支援</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>障がい児通所支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童発達支援 ○ 医療型児童発達支援 ○ 放課後等デイサービス ○ 居宅訪問型児童発達支援 ○ 保育所等訪問支援 </div> <div style="width: 45%;"> <p>障がい児相談支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい児相談支援 </div> </div> </div> <p style="text-align: center; background-color: #ccc; border-radius: 50%; padding: 5px; margin: 10px 0;">障がい児</p>	<p>児童福祉法関連サービスの対象者 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; background-color: black; color: white; padding: 2px;">障がい児支援</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>障がい児通所支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童発達支援 ○ 医療型児童発達支援 ○ 放課後等デイサービス ○ 居宅訪問型児童発達支援 ○ 保育所等訪問支援 </div> <div style="width: 45%;"> <p>障がい児相談支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障がい児相談支援 </div> </div> </div> <p style="text-align: center; background-color: #ccc; border-radius: 50%; padding: 5px; margin: 10px 0;">障がい児</p>	

寒川町障がい者福祉計画（案） 新旧対照表

令和5年9月13日現在

新	旧	備考欄
<p>(1) 訪問系サービスの対象者 (略)</p> <p>(2) 日中活動系サービスの対象者 (略)</p> <p>(3) 居住系サービスの対象者 (略)</p> <p>(4) 障がい児通所系サービスの対象者 (略)</p> <p>(5) 相談支援の対象者 (略)</p> <p>7. 計画の推進体制 (1) 計画の達成状況の検証及び評価 本計画の内容は、福祉、保健、教育、都市整備、防災等広範囲にわたっており、目標を実現するには関係部署の連携により、効果的かつ計画的に取り組む必要があります。そこで、障がい者福祉計画の推進にあたっては、健康福祉部を中心とした庁内の横断的な連携を図ってまいります。 また、本計画を着実に推進するために、「寒川町地域自立支援協議会*」において、分析、評価を行い達成状況や施策の効果を検証し、各種機能の更なる強化・充実につなげてまいります。評価や今後の方向性の具体的な内容については、ホームページに公表します。</p> <p>(2) 計画の推進体制 ①障がいのある人、町民等の意見の反映 (略)</p> <p>②町民への情報提供の充実 (略)</p> <p>③各施策の実行に向けた財源の確保 (略)</p> <p>④関係機関との連携 (略)</p>	<p>(1) 訪問系サービスの対象者 (略)</p> <p>(2) 日中活動系サービスの対象者 (略)</p> <p>(3) 居住系サービスの対象者 (略)</p> <p>(4) 障がい児通所系サービスの対象者 (略)</p> <p>(5) 相談支援の対象者 (略)</p> <p>7. 計画の推進体制 (1) 計画の達成状況の検証及び評価 本計画の内容は、福祉、保健、教育、都市整備、防災等広範囲にわたっており、目標を実現するには関係部署の連携により、効果的かつ計画的に取り組む必要があります。そこで、障がい者福祉計画の推進にあたっては、福祉部を中心とした庁内の横断的な連携を図ってまいります。 また、本計画を着実に推進するために、「寒川町地域自立支援協議会*」において、分析、評価を行い達成状況や施策の効果を検証し、各種機能の更なる強化・充実につなげてまいります。評価や今後の方向性の具体的な内容については、ホームページに公表します。</p> <p>(2) 計画の推進体制 ①障がいのある人、町民等の意見の反映 (略)</p> <p>②町民への情報提供の充実 (略)</p> <p>③各施策の実行に向けた財源の確保 (略)</p> <p>④関係機関との連携 (略)</p>	

寒川町障がい者福祉計画（案） 新旧対照表

令和5年9月13日現在

新	旧	備考欄																																																																																																																																																																																																																								
第2章 障がい者等の現状	第2章 障がい者等の現状																																																																																																																																																																																																																									
<p>1. 寒川町の現状</p> <p>(1) 人口の推移</p> <p>町の人口は、令和5年4月1日現在で49,077人となり、増加となっております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成30年</th> <th>平成31年</th> <th>令和2年</th> <th>令和3年</th> <th>令和4年</th> <th>令和5年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総人口</td> <td>48,457</td> <td>48,581</td> <td>48,743</td> <td>48,973</td> <td>49,053</td> <td>49,077</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各年の総人口は4月1日現在の住民基本台帳に基づく数値であり、外国人登録を含みます。</p> <p>(2) 障がい者数の推移</p> <p>令和5年4月1日現在、町の身体障害者手帳*・療育手帳*・精神障害者保健福祉手帳*の所持者数は2,287人、その推移は下表のとおりで、総人口に占める割合は4.66%となっています。特に精神障がい者の伸びは年々増加しています。</p> <p>なお、国の状況については、内閣府が作成する令和5年版障害者白書において、人口千人当たりの人数で見ると、身体障がい者は34人、知的障がい者は9人、精神障がい者は49人となっており、複数の障がいを併せ持つ人もいるため、単純な合計にはならないものの、国民のおよそ9.2%が何らかの障がいを有している状況となっている。また、国全体においても、精神障がい者が増加している状況となっています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年</th> <th>令和3年</th> <th>令和4年</th> <th>令和5年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身体障がい者*</td> <td>1,360</td> <td>1,386</td> <td>1,332</td> <td>1,259</td> </tr> <tr> <td>身体障がい児</td> <td>44</td> <td>42</td> <td>39</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>知的障がい者*</td> <td>289</td> <td>314</td> <td>321</td> <td>339</td> </tr> <tr> <td>知的障がい児</td> <td>145</td> <td>132</td> <td>140</td> <td>143</td> </tr> <tr> <td>精神障がい者*</td> <td>444</td> <td>454</td> <td>487</td> <td>506</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,282</td> <td>2,328</td> <td>2,319</td> <td>2,287</td> </tr> <tr> <td>対人口比率</td> <td>4.68%</td> <td>4.75%</td> <td>4.73%</td> <td>4.66%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(資料：寒川町福祉課調べ 各年4月1日現在)</p> <p>◆等級・障がい別人数集計</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>障がい別</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> <th>7級</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視覚障がい</td> <td>21</td> <td>47</td> <td>10</td> <td>18</td> <td>37</td> <td>11</td> <td></td> <td>144</td> </tr> <tr> <td>聴覚障がい*</td> <td></td> <td>36</td> <td>21</td> <td>37</td> <td></td> <td>62</td> <td></td> <td>156</td> </tr> <tr> <td>平衡機能障がい</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>音声機能障がい</td> <td></td> <td></td> <td>11</td> <td>8</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>言語機能障がい</td> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	総人口	48,457	48,581	48,743	48,973	49,053	49,077		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	身体障がい者*	1,360	1,386	1,332	1,259	身体障がい児	44	42	39	40	知的障がい者*	289	314	321	339	知的障がい児	145	132	140	143	精神障がい者*	444	454	487	506	合計	2,282	2,328	2,319	2,287	対人口比率	4.68%	4.75%	4.73%	4.66%	障がい別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計	視覚障がい	21	47	10	18	37	11		144	聴覚障がい*		36	21	37		62		156	平衡機能障がい			0		1			1	音声機能障がい			11	8				19	言語機能障がい			5	0				5	<p>1. 寒川町の現状</p> <p>(1) 人口の推移</p> <p>町の人口は、令和2年4月1日現在で48,743人となり、若干の増加傾向となっております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成27年</th> <th>平成28年</th> <th>平成29年</th> <th>平成30年</th> <th>平成31年</th> <th>令和2年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総人口</td> <td>48,209</td> <td>48,360</td> <td>48,414</td> <td>48,457</td> <td>48,581</td> <td>48,743</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各年の総人口は4月1日現在の住民基本台帳に基づく数値であり、外国人登録を含みます。</p> <p>(2) 障がい者数の推移</p> <p>令和2年4月1日現在、町の身体障害者手帳*・療育手帳*・精神障害者保健福祉手帳*の所持者数は2,282人、その推移は下表のとおりで、総人口に占める割合は4.68%となっています。</p> <p>人口の推移と比較すると年々伸び率が上昇している傾向があり、特に精神障がい者の伸びは顕著です。</p> <p>なお、国の状況については、内閣府が作成する令和2年版障害者白書において、人口千人当たりの人数で見ると、身体障がい者は34人、知的障がい者は9人、精神障がい者は33人となっており、複数の障がいを併せ持つ人もいるため、単純な合計にはならないものの、国民のおよそ7.6%が何らかの障がいを有している状況となっています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成29年</th> <th>平成30年</th> <th>平成31年</th> <th>令和2年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身体障がい者*</td> <td>1,400</td> <td>1,398</td> <td>1,382</td> <td>1,360</td> </tr> <tr> <td>身体障がい児</td> <td>42</td> <td>47</td> <td>45</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>知的障がい者*</td> <td>281</td> <td>260</td> <td>267</td> <td>289</td> </tr> <tr> <td>知的障がい児</td> <td>109</td> <td>138</td> <td>137</td> <td>145</td> </tr> <tr> <td>精神障がい者*</td> <td>367</td> <td>392</td> <td>423</td> <td>444</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,199</td> <td>2,235</td> <td>2,254</td> <td>2,282</td> </tr> <tr> <td>対人口比率</td> <td>4.54%</td> <td>4.61%</td> <td>4.64%</td> <td>4.68%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(資料：寒川町福祉課調べ 各年4月1日現在)</p> <p>◆等級・障がい別人数集計</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>障がい別</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> <th>5級</th> <th>6級</th> <th>7級</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視覚障がい</td> <td>26</td> <td>41</td> <td>14</td> <td>15</td> <td>29</td> <td>11</td> <td></td> <td>136</td> </tr> <tr> <td>聴覚障がい*</td> <td></td> <td>42</td> <td>21</td> <td>42</td> <td></td> <td>63</td> <td></td> <td>168</td> </tr> <tr> <td>平衡機能障がい</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>音声機能障がい</td> <td></td> <td></td> <td>10</td> <td>11</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>言語機能障がい</td> <td></td> <td></td> <td>7</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	総人口	48,209	48,360	48,414	48,457	48,581	48,743		平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	身体障がい者*	1,400	1,398	1,382	1,360	身体障がい児	42	47	45	44	知的障がい者*	281	260	267	289	知的障がい児	109	138	137	145	精神障がい者*	367	392	423	444	合計	2,199	2,235	2,254	2,282	対人口比率	4.54%	4.61%	4.64%	4.68%	障がい別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計	視覚障がい	26	41	14	15	29	11		136	聴覚障がい*		42	21	42		63		168	平衡機能障がい			0		1			1	音声機能障がい			10	11				21	言語機能障がい			7	1				8	
区分	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年																																																																																																																																																																																																																				
総人口	48,457	48,581	48,743	48,973	49,053	49,077																																																																																																																																																																																																																				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年																																																																																																																																																																																																																						
身体障がい者*	1,360	1,386	1,332	1,259																																																																																																																																																																																																																						
身体障がい児	44	42	39	40																																																																																																																																																																																																																						
知的障がい者*	289	314	321	339																																																																																																																																																																																																																						
知的障がい児	145	132	140	143																																																																																																																																																																																																																						
精神障がい者*	444	454	487	506																																																																																																																																																																																																																						
合計	2,282	2,328	2,319	2,287																																																																																																																																																																																																																						
対人口比率	4.68%	4.75%	4.73%	4.66%																																																																																																																																																																																																																						
障がい別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計																																																																																																																																																																																																																		
視覚障がい	21	47	10	18	37	11		144																																																																																																																																																																																																																		
聴覚障がい*		36	21	37		62		156																																																																																																																																																																																																																		
平衡機能障がい			0		1			1																																																																																																																																																																																																																		
音声機能障がい			11	8				19																																																																																																																																																																																																																		
言語機能障がい			5	0				5																																																																																																																																																																																																																		
区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年																																																																																																																																																																																																																				
総人口	48,209	48,360	48,414	48,457	48,581	48,743																																																																																																																																																																																																																				
	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年																																																																																																																																																																																																																						
身体障がい者*	1,400	1,398	1,382	1,360																																																																																																																																																																																																																						
身体障がい児	42	47	45	44																																																																																																																																																																																																																						
知的障がい者*	281	260	267	289																																																																																																																																																																																																																						
知的障がい児	109	138	137	145																																																																																																																																																																																																																						
精神障がい者*	367	392	423	444																																																																																																																																																																																																																						
合計	2,199	2,235	2,254	2,282																																																																																																																																																																																																																						
対人口比率	4.54%	4.61%	4.64%	4.68%																																																																																																																																																																																																																						
障がい別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計																																																																																																																																																																																																																		
視覚障がい	26	41	14	15	29	11		136																																																																																																																																																																																																																		
聴覚障がい*		42	21	42		63		168																																																																																																																																																																																																																		
平衡機能障がい			0		1			1																																																																																																																																																																																																																		
音声機能障がい			10	11				21																																																																																																																																																																																																																		
言語機能障がい			7	1				8																																																																																																																																																																																																																		

寒川町障がい者福祉計画（案） 新旧対照表

令和5年9月13日現在

新									旧									備考欄	
肢体不自由（上肢）	41	101	85	48	21	36	43	375	肢体不自由（上肢）	52	115	95	55	27	42	35	421		
肢体不自由（下肢）	36	37	114	200	42	27	36	492	肢体不自由（下肢）	41	44	127	233	43	31	31	550		
肢体不自由（体幹）	34	33	12		15			94	肢体不自由（体幹）	44	45	12		19			120		
心臓機能障がい	150		26	27				203	心臓機能障がい	157		20	22				199		
腎臓機能障がい	123		1	1				125	腎臓機能障がい	133		1	0				134		
呼吸器機能障がい	5		8	4				17	呼吸器機能障がい	6		8	5				19		
膀胱直腸障がい	0		7	66				73	膀胱直腸障がい	0		5	52				57		
肝臓機能障がい	4	2	0	0				6	肝臓機能障がい	4	2	0	1				7		
その他内部障がい*	0	4	2	0				6	その他内部障がい*	0	4	2	16				22		
計	414	260	302	409	116	136	79	1,716	計	463	293	322	453	119	147	66	1,863		
実数（総合等級）	458	198	174	297	81	93		1,301	実数（総合等級）	502	221	183	327	82	89		1,404		
（令和5年4月1日現在）									（令和2年4月1日現在）										
※実数は、2つ以上の障がい重複する場合、重複する障がいの合計指数に応じて、『総合等級が決まるため、本来存在していない等級にカウントされている場合があります。』									※実数は、2つ以上の障がい重複する場合、重複する障がいの合計指数に応じて、『総合等級が決まるため、本来存在していない等級にカウントされている場合があります。』										
知的障がい児者（療育手帳所持者）数は、令和5年4月1日現在で482人となっていて、令和2年と比べ、約11.1%の増加となっています。									知的障がい児者（療育手帳所持者）数は、令和2年4月1日現在で434人となっていて、平成29年と比べ、約11.3%の増加となっています。										
◆知的障がい児者数（療育手帳所持者数）									◆知的障がい児者数（療育手帳所持者数）										
（単位：人）									（単位：人）										
最重度（A1）	重度（A2）	中度（B1）	軽度（B2）	合計					最重度（A1）	重度（A2）	中度（B1）	軽度（B2）	合計						
88	76	113	205	482					86	70	102	176	434						
（令和5年4月1日現在）									（令和2年4月1日現在）										
精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）数は、令和5年4月1日現在で506人となっていて、令和2年度と比べ、約14.0%の増加となっています。									精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）数は、令和2年4月1日現在で444人となっていて、平成29年度と比べ、約20.9%の増加となっています。										
◆精神障害者保健福祉手帳等級別件数									◆精神障害者保健福祉手帳等級別件数										
（単位：人）									（単位：人）										
1級	2級	3級	合計						1級	2級	3級	合計							
44	324	138	506						62	264	118	444							
（令和5年4月1日現在）									（令和2年4月1日現在）										

寒川町障がい者福祉計画（案） 新旧対照表

令和5年9月13日現在

新	旧	備考欄																																																																																																																				
<p>◆保険別自立支援医療* (精神科通院) 件数</p> <p style="text-align: right;">(単位：人)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>被保険者</th> <th>被扶養者</th> <th>国民健康保険</th> <th>生活保護</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>201</td> <td>202</td> <td>292</td> <td>122</td> <td>39</td> <td>856</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(令和5年4月1日現在)</p> <p>◆障がい福祉サービスに係る障がい支援区分の取得者数</p> <p style="text-align: right;">(単位：人)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分1</th> <th>区分2</th> <th>区分3</th> <th>区分4</th> <th>区分5</th> <th>区分6</th> <th>区分なし</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>37</td> <td>51</td> <td>55</td> <td>37</td> <td>68</td> <td>96</td> <td>344</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(令和5年4月1日現在)</p> <p>(3) 障がい者数の将来推計</p> <p style="color: blue;">将来予測の人口推計を他課において行っている最中のため、令和8年度末の障がい者数の数値およびグラフは現在の段階では推計できず掲載できない。 数値が確定次第、掲載する予定。</p>	被保険者	被扶養者	国民健康保険	生活保護	その他	合計	201	202	292	122	39	856	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分なし	合計	0	37	51	55	37	68	96	344	<p>◆保険別自立支援医療* (精神科通院) 件数</p> <p style="text-align: right;">(単位：人)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>被保険者</th> <th>被扶養者</th> <th>国民健康保険</th> <th>生活保護</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>144</td> <td>215</td> <td>269</td> <td>114</td> <td>25</td> <td>767</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(令和2年4月1日現在)</p> <p>◆障がい福祉サービスに係る障がい支援区分の取得者数</p> <p style="text-align: right;">(単位：人)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分1</th> <th>区分2</th> <th>区分3</th> <th>区分4</th> <th>区分5</th> <th>区分6</th> <th>区分なし</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>35</td> <td>57</td> <td>53</td> <td>31</td> <td>73</td> <td>87</td> <td>337</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(令和2年4月1日現在)</p> <p>(3) 障がい者数の将来推計</p> <p>平成30年度から令和2年度の間、身体障がい者数については微減、知的障がい者と精神障がい者数については増加の傾向にあります。特に精神障がい者数の高い伸びを鑑みると、今後も引き続き増加の傾向は変わらないと予測しています。</p> <p>本計画の最終年となる令和5年の障がい者数を見込むにあたっては、令和5年の寒川町の人口を48,073人と推計し、令和3年度から令和5年度までの各障がい者手帳をお持ちの方の増加率が、平成30年度から令和2年度までの増加率と同等であると仮定し、推計を行いました。</p> <p>その結果、令和5年4月1日の身体障がい者数は1,420人、知的障がい者は474人、精神障がい者は513人。合計は2,407人と見込みます。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <caption>障がい者数の将来推計 (推定値)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>身体</th> <th>知的</th> <th>精神</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H23</td><td>1397</td><td>298</td><td>276</td><td>1971</td></tr> <tr><td>H24</td><td>1384</td><td>311</td><td>289</td><td>1984</td></tr> <tr><td>H25</td><td>1385</td><td>327</td><td>321</td><td>2033</td></tr> <tr><td>H26</td><td>1418</td><td>347</td><td>361</td><td>2126</td></tr> <tr><td>H27</td><td>1408</td><td>362</td><td>330</td><td>2100</td></tr> <tr><td>H28</td><td>1409</td><td>375</td><td>343</td><td>2127</td></tr> <tr><td>H29</td><td>1442</td><td>390</td><td>367</td><td>2209</td></tr> <tr><td>H30</td><td>1445</td><td>398</td><td>392</td><td>2235</td></tr> <tr><td>H31</td><td>1427</td><td>404</td><td>423</td><td>2254</td></tr> <tr><td>R2</td><td>1404</td><td>434</td><td>444</td><td>2282</td></tr> <tr><td>R5</td><td>1420</td><td>474</td><td>513</td><td>2407</td></tr> </tbody> </table>	被保険者	被扶養者	国民健康保険	生活保護	その他	合計	144	215	269	114	25	767	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分なし	合計	1	35	57	53	31	73	87	337	年度	身体	知的	精神	合計	H23	1397	298	276	1971	H24	1384	311	289	1984	H25	1385	327	321	2033	H26	1418	347	361	2126	H27	1408	362	330	2100	H28	1409	375	343	2127	H29	1442	390	367	2209	H30	1445	398	392	2235	H31	1427	404	423	2254	R2	1404	434	444	2282	R5	1420	474	513	2407	
被保険者	被扶養者	国民健康保険	生活保護	その他	合計																																																																																																																	
201	202	292	122	39	856																																																																																																																	
区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分なし	合計																																																																																																															
0	37	51	55	37	68	96	344																																																																																																															
被保険者	被扶養者	国民健康保険	生活保護	その他	合計																																																																																																																	
144	215	269	114	25	767																																																																																																																	
区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分なし	合計																																																																																																															
1	35	57	53	31	73	87	337																																																																																																															
年度	身体	知的	精神	合計																																																																																																																		
H23	1397	298	276	1971																																																																																																																		
H24	1384	311	289	1984																																																																																																																		
H25	1385	327	321	2033																																																																																																																		
H26	1418	347	361	2126																																																																																																																		
H27	1408	362	330	2100																																																																																																																		
H28	1409	375	343	2127																																																																																																																		
H29	1442	390	367	2209																																																																																																																		
H30	1445	398	392	2235																																																																																																																		
H31	1427	404	423	2254																																																																																																																		
R2	1404	434	444	2282																																																																																																																		
R5	1420	474	513	2407																																																																																																																		

寒川町障がい者福祉計画（案） 新旧対照表

令和5年9月13日現在

新					旧					備考欄			
(4) 障がい福祉サービス別支給決定の状況 令和5年4月1日現在の町の事業種別ごとの支給決定人数、支給決定量は、下表のとおりとなっています。 (令和5年4月1日現在)					(4) 障がい福祉サービス別支給決定の状況 令和2年4月1日現在の町の事業種別ごとの支給決定人数、支給決定量は、下表のとおりとなっています。 (令和2年4月1日現在)								
		サービス名称	支給決定					サービス名称	支給決定				
			人数	支給量	単位				人数	支給量	単位		
自立支援給付サービス	居宅介護	身体介護	44	907	時間	居宅介護	身体介護	46	1007.5	時間	自立支援給付サービス		
		通院等介助（身体あり）	11	97	時間		通院等介助（身体あり）	10	102	時間			
		通院等介助（身体なし）	2	27	時間		通院等介助（身体なし）	1	22	時間			
		家事援助	41	591	時間		家事援助	39	554.5	時間			
		通院等乗降介助	5	36	回		通院等乗降介助	4	42	回			
			重度訪問介護	3	499	時間			重度訪問介護	1		53	時間
			同行援護	11	516	時間			同行援護	15		601	時間
			行動援護	2	45	時間			行動援護	2		35	時間
			重度障害者等包括支援	0	0	日			重度障害者等包括支援	0		0	日
			生活介護	114	2401	日			生活介護	118		2386	日
			自立訓練（機能訓練）	0	0	日			自立訓練（機能訓練）	0		0	日
			自立訓練（生活訓練）	1	22	日			自立訓練（生活訓練）	1		22	日
			宿泊型自立訓練	1		日			就労移行支援	15		330	日
			就労移行支援	23	491	日			就労継続支援A型	10		220	日
			就労継続支援A型	14	308	日			就労継続支援B型	97		1987	日
			就労継続支援B型	117	2371	日			就労定着支援	9			日
			就労定着支援	7		日			療養介護	8			日
			療養介護	8		日			短期入所	79		659	日
			短期入所	75	641	日			共同生活援助	63			日
			共同生活援助	83		日			施設入所支援	46			日
		施設入所支援	46		日			自立生活援助	0		日		
		自立生活援助	0		日			計画相談支援	191				
		計画相談支援	192					地域移行支援	0	0	日		
		地域移行支援	0	0	日			地域定着支援	0	0	日		
		地域定着支援	0	0	日			児童発達支援	34	437	日		
障がい児通所支援		児童発達支援	55	724	日			医療型児童発達支援	0	0	日		
		医療型児童発達支援	0	0	日			放課後等デイサービス	96	1588	日		
		放課後等デイサービス	115	1943	日			保育所等訪問支援	1	2	日		
		保育所等訪問支援	1	2	日			居宅訪問型児童発達支援	0	0	日		
		居宅訪問型児童発達支援	0	0	日			障がい児相談支援	20				
		障がい児相談支援	55										

寒川町障がい者福祉計画（案） 新旧対照表

令和5年9月13日現在

新	旧	備考欄
<p style="text-align: center;">（※サービスの人数及び支給量は一月あたりの値）</p> <p>2. 前障がい者計画の検証 実施状況等から見た今後の課題</p> <p>前計画では、「障がいのある人もない人も、地域の中で安心して暮らせる社会を目指して」という基本理念のもと5つの基本目標により、施策を展開してきました。前計画の実施状況などから見た今後の課題は次のとおりです。</p> <p>前計画の具体的な施策については、全7分野を通じて、概ね計画的に実施できているものの、アンケート調査や福祉団体等からのヒアリングを通して、強度行動障がい者、医療的ケアのある方等、専門的な支援に対応できるグループホームなど、本人が選択できる資源が町内にないこと、雇用において企業に対する啓発や障がい者雇用に対する理解が進んでいないこと等、本人の意向にあった資源の不足等の課題がみえてきています。</p> <p>また、相談においては、障がいのある人への対応にとどまらず家族への支援が必要になるケースが増えている状況であり、さらには、障がいのある子ども（発達や発育の遅れに心配のある子どもを含む）への対応の増加や精神障がい者の増加に伴う対応等、以前に比べて多岐にわたる相談、対応が必要となっており、相談支援体制の見直しや相談支援体制全体の底上げなど、相談支援体制の充実・強化は僅々に対応すべき課題となっています。</p> <p>これらの課題に対応し、地域の中で本人が望む暮らしを実現していくためには、まずは、相談支援機能の充実・強化が必須となりますが、相談件数の増加が続いている現状においては、既存の相談支援事業所数では対応が難しくなっていることから、国の指針においても、その役割と重要性が増している相談支援体制を確保し、相談支援体制のさらなる充実・強化を図るため、委託相談支援事業所の増設について検討し準備を進めてまいります。</p> <p style="text-align: center;">第3章 基本理念</p> <p>1. 基本理念 （略）</p> <p>2. 基本方針・目標</p> <p>障がいの有無に関わらず、「ともに生きる」地域を目指して、障がいのある人が社会の一員として人権を尊重され、自らの選択と決定のもとに、適切な支援を受けながら社会活動に参加、参画し、誰もが住みやすい環境や地域社会を構築するため、行政をはじめ企業、団体、地域住民等がその価値観を共有し、それぞれの役割と責任を自覚して、主体的に取り組むことを基本方針として、次の5項目の施策を基本目標とします。</p> <p>（略）</p>	<p style="text-align: center;">（※サービスの人数及び支給量は一月あたりの値）</p> <p>2. 前障がい者計画の検証 実施状況等から見た今後の課題</p> <p>前計画では、「障がいのある人もない人も、地域の中で安心して暮らせる社会を目指して」という基本理念のもと5つの基本目標により、施策を展開してきました。前計画の実施状況などから見た今後の課題は次のとおりです。</p> <p>前計画の具体的な施策については、全7分野を通じて、概ね計画的に実施できているものの、特別な配慮や支援を要するケースに対応するための相談体制全体の底上げや緊急時の体制強化などの課題もあげられています。</p> <p>また、障がい福祉計画見直しのためのアンケート調査でも、将来の暮らしについて、「自宅で家族と暮らしたい」と希望している人が多く、地域での生活基盤を整えるためにも相談支援機能の強化、障がい福祉サービスの充実、緊急時の体制の整備等が重要となっています。</p> <p>これらの課題に対応するため、令和2年10月に開設した基幹相談支援センターを中心に、地域の相談支援事業者等の人材育成、地域の相談支援事業者等に対する専門的な指導及び助言、地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネートを行います。</p> <p>また、基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点が連携して、緊急時の受け入れ体制の確保に取り組みます。</p> <p style="text-align: center;">第3章 基本理念</p> <p>1. 基本理念 （略）</p> <p>2. 基本方針・目標</p> <p>障がいのある人が社会の一員として人権を尊重され、自らの選択と決定のもとに、人生の様々な場面で適切な支援を受けながら社会活動に参加、参画し、誰もが住みやすい環境や地域社会を構築するため、行政をはじめ企業、団体、地域住民等がその価値観を共有し、それぞれの役割と責任を自覚して、主体的に取り組むことを基本方針として、次の5項目の施策を基本目標とします。</p> <p>（略）</p>	

寒川町障がい者福祉計画（案） 新旧対照表

令和5年9月13日現在

新	旧	備考欄
<p style="text-align: center;">第4章 第6次障がい者計画</p> <p>1. 施策の体系 (略)</p> <p>2. 施策の展開 (1) 啓発・相互理解の促進</p> <p>◆現状と課題◆ 町では、広報誌やホームページ等を活用し、情報を発信することで、より多くの町民に対し、障がいに関する理解の促進と障がいのある人への虐待防止など権利擁護*意識の向上を図ってきました。さらに、町地域自立支援協議会や障がい福祉関係団体と連携し啓発活動を推進してきました。</p> <p>しかし、障がい者福祉計画見直しのためのアンケート調査では、「この1年間で障がいが理由で差別を感じたことがあったか」について、「あった」と答えた人の割合が17.6%で前回より微増となっており、また、福祉関係団体等からのヒアリングでも同様の意見がきかれました。このことから、今後も、障がいのある人に対する理解の促進を図り、差別や偏見を解消するために、継続した啓発活動を進めていく必要があります。</p> <p>◆施策の方向◆ 広報誌やホームページ、情報メディア等多様な手段を活用し、情報を発信することで、より多くの町民に対し、障がいに関する理解の促進と障がいのある人への虐待防止など権利擁護意識の向上を図ります。</p> <p>障がいのある人の高齢化・重度化や親亡き後も見据え、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを中心に、引き続き障がいのある人の生活を地域全体で支える支援体制の構築を図ります。</p> <p>障がいのある人が自ら意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談支援の充実等による意思決定の支援や意思疎通を図る体制づくりや、障がいのある人一人ひとりの権利が尊重される社会の醸成に向け、障がい者の虐待防止や成年後見制度*の推進に努めます。</p> <p>さらに、町地域自立支援協議会や障がい福祉関係団体などと互いの強みを生かして連携し、障がいのある人が様々な事業等を通じて障がいのない人との交流を促進することができる体制づくり及び啓発活動を推進します。</p> <p>◆具体的な施策◆ ①広報・啓発活動の推進 ・広報誌やホームページ、ポスター等を通じて情報提供を行うことで、障がいのある人や障がい福祉に対する町民の理解を深める啓発活動を引き続き実施します。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 第5次障がい者計画</p> <p>1. 施策の体系 (略)</p> <p>2. 施策の展開 (1) 啓発・相互理解の促進</p> <p>◆現状と課題◆ 町では、広報誌やホームページ等を活用し、情報を発信することで、より多くの町民に対し、障がいに関する理解の促進と障がいのある人への虐待防止など権利擁護*意識の向上を図ってきました。さらに、町地域自立支援協議会や障がい福祉関係団体と連携し啓発活動を推進してきました。</p> <p>しかし、障がい者福祉計画見直しのためのアンケート調査では、「この1年間で障がいが理由で差別を感じたことがあったか」について、「あった」と答えた人の割合が14.3%となっており、今後も、障がいのある人に対する理解の促進を図り、差別や偏見を解消するために、継続した啓発活動を進めていく必要があります。</p> <p>◆施策の方向◆ 広報誌やホームページ、情報メディア等多様な手段を活用し、情報を発信することで、より多くの町民に対し、障がいに関する理解の促進と障がいのある人への虐待防止など権利擁護意識の向上を図ります。</p> <p>障がいのある人の高齢化・重度化や親亡き後も見据え、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを中心に、障がいのある人の生活を地域全体で支える支援体制の構築を図ります。</p> <p>障がいのある人が自ら意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談支援の充実等による意思決定の支援や意思疎通を図る体制づくりや、障がいのある人一人ひとりの権利が尊重される社会の醸成に向け、障がい者の虐待防止や成年後見制度*の推進に努めます。</p> <p>さらに、町地域自立支援協議会や障がい福祉関係団体などと連携し、障がいのある人が様々な事業等を通じて障がいのない人との交流を促進することができる体制づくり及び啓発活動を推進します。</p> <p>◆具体的な施策◆ ①広報・啓発活動の推進 ・広報誌やホームページ、ポスター等を通じて情報提供を行うことで、障がいのある人や障がい福祉に対する町民の理解を深める啓発活動を実施します。</p>	

寒川町障がい者福祉計画（案） 新旧対照表

令和5年9月13日現在

新	旧	備考欄
<p>②障がい特性及び障がいのある人に対する理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者団体と協力し、障がいのある人が作った手作り品等を庁舎内等で展示することにより、町民とのふれあいの場を提供し、障がい者理解の促進を図ります。また、「障害者週間＊」を中心に障がい者団体等と連携し、作品展示会や販売会を定期的に実施します。 障がいのある人の生活のしづらさや障がい特性についての理解を深めるため、広報誌の活用やリーフレットの配布等を継続するとともに、町地域自立支援協議会と連携し、より効果的な周知を実施します。 <p>③地域共生社会の実現に向けた取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> (略) (略) (略) <p>④権利擁護体制の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> (略) (略) 成年後見制度については、制度や手続きが煩雑でわかりにくいとの意見が多いことから、身近な場所での相談として、引き続き、社会福祉協議会で成年後見相談を実施していきます。 障害者虐待防止法*では、障がいのある人への虐待を発見した場合には、通報・届出をすることが義務付けられていることから、福祉課に虐待防止センターを設置しています。同センターが通報届出窓口となって、適切な対応を図ります。また、障がいのある人に限らず、すべての町民に対して、虐待とは何かなど、周知の推進を図るとともに、緊急時に一時保護が必要な場合に備えて、居室の確保を継続して努めていきます。 令和3年5月改正の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）*」で規定されている基本方針に基づき、法の趣旨・目的等に関する広報啓発活動等に取り組みます。 平成29年4月1日に施行した「寒川町障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」についても必要に応じ見直しを行い、適切な運用及び障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組みます。 (略) <p>(2) 生活支援</p> <p>◆現状と課題◆</p> <p>障がい者福祉計画見直しのためのアンケート調査では、将来の暮らしについて「自宅で家族と暮らしたい」、または、「一人で自立して暮らしたい」という人が71.9%と大きく占めています。また、福祉団体等からのアンケート調査では「親亡きあと」を心配する声が多く寄せられています。障がいのある人が地域で生活していくためには、個々の障がい状況に応じた支援体制を始め、家族の高齢化による介助力、支援力の低下へのフォロー</p>	<p>②障がい特性及び障がいのある人に対する理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者団体と協力し、障がいのある人が作った手作り品等を庁舎内等で展示することにより、町民とのふれあいの場を提供し、障がい者理解の促進を図ります。また、「障害者週間＊」を中心に障がい者団体等と連携し、作品展示会や販売会を実施します。 障がいのある人の生活のしづらさや障がい特性についての理解を深めるため、広報誌の活用やリーフレットの配布等を継続するとともに、町地域自立支援協議会と連携し、障がいに対する理解促進に向けた手法を検討し、実施します。 <p>③地域共生社会の実現に向けた取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> (略) (略) (略) <p>④権利擁護体制の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> (略) (略) 成年後見制度については、制度や手続きが煩雑でわかりにくいとの意見が多いことから、身近な場所での相談として、引き続き、相談員による成年後見相談を実施します。 障害者虐待防止法*では、障がいのある人への虐待を発見した場合には、通報・届出をすることが義務付けられていることから、福祉課に虐待防止センターを設置しています。同センターが通報届出窓口となって、適切な対応を図ります。また、障がいのある人に限らず、すべての町民に対して、虐待とは何かなど、周知の推進を図るとともに、緊急時に一時保護が必要な場合に備えて、居室の確保にも努めていきます。 平成28年4月施行の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）*」で規定されている基本方針に基づき、法の趣旨・目的等に関する広報啓発活動等に取り組みます。 平成29年4月1日に施行した「寒川町障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」に基づき、適切な運用及び障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組みます。 (略) <p>(2) 生活支援</p> <p>◆現状と課題◆</p> <p>障がい者福祉計画見直しのためのアンケート調査では、将来の暮らしについて「自宅で家族と暮らしたい」、または、「一人で自立して暮らしたい」という人が72.3%と大きく占めています。また、福祉団体等からのアンケート調査では「親亡きあと」を心配する声が多く寄せられています。障がいのある人が地域で生活していくためには、個々の障がい状況に応じた支援体制を始め、家族の高齢化による介助力、支援力の低下へのフォローなど、生活や</p>	

寒川町障がい者福祉計画（案） 新旧対照表

令和5年9月13日現在

新	旧	備考欄
<p>など、生活や家族の状況まで考慮した支援体制が求められています。しかし、町内にある委託相談支援事業所では、対応件数の増加により、支援の充実を図っていくことが難しい状況にあります。同時に、安定的に障がい福祉サービス等を提供するため、障がい福祉サービス等の提供を担う人材の育成等も重要となります。</p> <p>また、障がいのある人が安心して生活するには、身近な地域との日常的な交流を深めることが重要です。地域での文化・スポーツ・レクリエーションなどの活動への積極的な参加を促進していくために、障がいのある人が参加しやすいような配慮や体制を整えることが求められています。</p> <p>◆施策の方向◆ 個人のニーズに合わせて福祉サービスなど必要なサービスを選択・利用できるよう、適切なサービス量の確保に努めるとともに、複数のサービスを組み合わせて利用するプランニングや事業所間の調整、介護保険制度への円滑な移行、サービス導入後のフォローアップなど、各種支援体制の充実を図ります。</p> <p>また、身体、知的、精神障がい者並びに発達障がい者、難病患者等の障がいの種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実現とともに、障がい者の自立支援の観点から地域生活への移行などの課題に対応し、障がい者の生活を地域全体で支える体制づくりに努めます。</p> <p>さらに、障がいのある人が文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指すため、スポーツ・レクリエーション・文化活動等を楽しみ、その活動を通じた社会参加や様々な交流の機会をもてるよう、一層の拡充に取り組むとともに各種行事に参加できるよう、基盤整備に努めます。</p> <p>◆具体的な施策◆ ①身近な相談窓口の充実 ・(略) ・(略) ・(略) ・専門性が求められる多様な相談内容に応じるため、福祉課窓口に福祉職*の配置に努めます。 ・(略)</p> <p>②地域生活支援拠点等の機能の充実 ・(略) ・(略) ・(略)</p>	<p>家族の状況まで考慮した支援体制が求められています。同時に、安定的に障がい福祉サービス等を提供するため、障がい福祉サービス等の提供を担う人材の育成等も重要となります。</p> <p>また、障がいのある人が安心して生活するには、身近な地域との日常的な交流を深めることが重要です。地域での文化・スポーツ・レクリエーションなどの活動への積極的な参加を促進していくために、障がいのある人が参加しやすいような配慮や体制を整えることが求められています。</p> <p>◆施策の方向◆ 個人のニーズに合わせて福祉サービスなど必要なサービスを選択・利用できるよう、適切なサービス量の確保に努めるとともに、複数のサービスを組み合わせて利用するプランニングや事業所間の調整、介護保険制度への円滑な移行、サービス導入後のフォローアップなど、各種支援体制の充実を図ります。</p> <p>また、身体、知的、精神障がい者並びに発達障がい者、難病患者等の障がいの種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実現とともに、障がい者の自立支援の観点から地域生活への移行などの課題に対応し、障がい者の生活を地域全体で支える仕組みづくりに努めます。</p> <p>さらに、障がいのある人がスポーツ・レクリエーション・文化活動等を楽しみ、その活動を通じた社会参加や様々な交流の機会をもてるよう、一層の拡充に取り組むとともに各種行事に参加できるよう、基盤整備に努めます。</p> <p>◆具体的な施策◆ ①身近な相談窓口の充実 ・(略) ・(略) ・(略) ・専門性が求められる多様な相談内容に応じるため、福祉課窓口に精神保健福祉士*等の有資格者を配置することに努めます。 ・(略)</p> <p>②地域生活支援拠点等の機能の充実 ・(略) ・(略) ・(略)</p>	

寒川町障がい者福祉計画（案） 新旧対照表

令和5年9月13日現在

新	旧	備考欄												
<p>③専門的な相談体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・(略) ・専門性が求められる多様な相談内容に応じるため、福祉課窓口に福祉職*の配置に努めます。(再掲) <p>④地域自立支援協議会の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町地域自立支援協議会の機能を強化し、個別事例等から地域の課題を把握するとともに、社会資源*の開発・改善等、障がいのある人のニーズの実現に必要なことについて協議・検討していきます。 ・町地域自立支援協議会に属するワーキンググループ等において、個別事例等から見える課題について議論を行い、地域における課題の抽出、課題整理等を行い、地域における必要な資源、体制づくりの議論が行えるように地域自立支援協議会に報告を行っていきます。 <p>◆寒川町地域自立支援協議会◆</p> <p>(略)</p> <p>【組織図】</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="115 1157 1234 1528"> <tr> <td data-bbox="115 1157 385 1310">自立支援協議会</td> <td data-bbox="385 1157 1234 1310">町の障がい福祉政策への提言をする他に、障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の進行管理の一端を担います。また、地域の課題等の情報を共有し、社会資源の開発・改善を検討していきます。ワーキンググループの検討事項については、助言・提案を行います。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="115 1310 385 1394">運営会議</td> <td data-bbox="385 1310 1234 1394">「さむかわ基幹相談支援センター」と福祉課で、協議会の運営・調整を行います。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="115 1394 385 1528">ワーキンググループ</td> <td data-bbox="385 1394 1234 1528">協議会の中で抽出された各課題の解決に向けて取り組むとともに、個別事例等検討しながら地域の課題を整理していきます。メンバーは、各テーマに沿って協議会により選任されたメンバーで構成します。</td> </tr> </table>	自立支援協議会	町の障がい福祉政策への提言をする他に、障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の進行管理の一端を担います。また、地域の課題等の情報を共有し、社会資源の開発・改善を検討していきます。ワーキンググループの検討事項については、助言・提案を行います。	運営会議	「さむかわ基幹相談支援センター」と福祉課で、協議会の運営・調整を行います。	ワーキンググループ	協議会の中で抽出された各課題の解決に向けて取り組むとともに、 個別事例等検討しながら地域の課題を整理していきます。 メンバーは、各テーマに沿って協議会により選任されたメンバーで構成します。	<p>③専門的な相談体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・(略) ・専門性が求められる多様な相談内容に応じるため、福祉課窓口に精神保健福祉士等の有資格者を配置することに努めます。(再掲) <p>④地域自立支援協議会の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町地域自立支援協議会の機能を強化し、地域の関係機関とネットワークの構築を図るとともに地域の実態や課題等の情報を共有し、社会資源*の開発・改善等、障がいのある人のニーズの実現に必要なことについて協議・検討していきます。 ・町地域自立支援協議会に属するワーキンググループ等において、地域の相談支援体制の在り方や関係機関による連絡体制の構築及び困難事例への対応などについて検討します。 <p>◆寒川町地域自立支援協議会◆</p> <p>(略)</p> <p>【組織図】</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1353 1150 2472 1528"> <tr> <td data-bbox="1353 1150 1623 1310">自立支援協議会</td> <td data-bbox="1623 1150 2472 1310">町の障がい福祉政策への提言をする他に、障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の進行管理の一端を担います。また、地域の課題等の情報を共有し、社会資源の開発・改善を検討していきます。ワーキンググループの検討事項については、助言・提案を行います。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1353 1310 1623 1409">運営会議</td> <td data-bbox="1623 1310 2472 1409">「さむかわ基幹相談支援センター」と福祉課で、協議会の運営・調整を行います。相談支援事業所「すまいる」「ゆいっと」は協議会への協力を行います。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1353 1409 1623 1528">ワーキンググループ</td> <td data-bbox="1623 1409 2472 1528">協議会の中で抽出された各課題の解決に向けて取り組んでいきます。メンバーは、各テーマに沿って協議会により選任されたメンバーで構成します。</td> </tr> </table>	自立支援協議会	町の障がい福祉政策への提言をする他に、障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の進行管理の一端を担います。また、地域の課題等の情報を共有し、社会資源の開発・改善を検討していきます。ワーキンググループの検討事項については、助言・提案を行います。	運営会議	「さむかわ基幹相談支援センター」と福祉課で、協議会の運営・調整を行います。相談支援事業所「すまいる」「ゆいっと」は協議会への協力を行います。	ワーキンググループ	協議会の中で抽出された各課題の解決に向けて 取り組んでいきます。 メンバーは、各テーマに沿って協議会により選任されたメンバーで構成します。	
自立支援協議会	町の障がい福祉政策への提言をする他に、障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の進行管理の一端を担います。また、地域の課題等の情報を共有し、社会資源の開発・改善を検討していきます。ワーキンググループの検討事項については、助言・提案を行います。													
運営会議	「さむかわ基幹相談支援センター」と福祉課で、協議会の運営・調整を行います。													
ワーキンググループ	協議会の中で抽出された各課題の解決に向けて取り組むとともに、 個別事例等検討しながら地域の課題を整理していきます。 メンバーは、各テーマに沿って協議会により選任されたメンバーで構成します。													
自立支援協議会	町の障がい福祉政策への提言をする他に、障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の進行管理の一端を担います。また、地域の課題等の情報を共有し、社会資源の開発・改善を検討していきます。ワーキンググループの検討事項については、助言・提案を行います。													
運営会議	「さむかわ基幹相談支援センター」と福祉課で、協議会の運営・調整を行います。相談支援事業所「すまいる」「ゆいっと」は協議会への協力を行います。													
ワーキンググループ	協議会の中で抽出された各課題の解決に向けて 取り組んでいきます。 メンバーは、各テーマに沿って協議会により選任されたメンバーで構成します。													
<p>⑤障がい福祉サービスの充実</p> <p>(略)</p> <p>1. 訪問系サービスの充実</p> <p>(略)</p> <p>2. 日中活動系サービスの充実</p> <p>○生活介護 ○自立訓練（機能訓練） ○自立訓練（生活訓練）</p> <p>○宿泊型自立訓練 ○就労移行支援 ○就労継続支援 A 型</p>	<p>⑤障がい福祉サービスの充実</p> <p>(略)</p> <p>1. 訪問系サービスの充実</p> <p>(略)</p> <p>2. 日中活動系サービスの充実</p> <p>○生活介護 ○自立訓練（機能訓練） ○自立訓練（生活訓練）</p> <p>○就労移行支援 ○就労継続支援 A 型 ○就労継続支援 B 型</p>													

寒川町障がい者福祉計画（案） 新旧対照表

令和5年9月13日現在

新	旧	備考欄
<p>○就労継続支援B型 ○就労定着支援 ○療養介護 ○短期入所（福祉型、医療型）</p> <p>3. 居住系サービスの充実 （略）</p> <p>4 相談支援の充実 （略）</p> <p>5. 障がい児への支援の充実 （略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（略） ・難病患者について、障がい福祉サービス等の対象となっているところですが、一層の制度の周知とともに、必要に応じて茅ヶ崎市保健所と連携を図りながら、病状の変化や進行等に配慮した適切なサービス量が確保できるよう努めます。 ・（略） ・強度行動障がい*や高次脳機能障がいを有する障がい者等に対して、ニーズ把握を努めると共に適切な支援ができるよう、神奈川県が実施する研修について、各事業所に情報提供するなどの働きかけを行います。 ・アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策については、当事者団体を活用した回復支援や普及啓発が重要であることから、当事者団体の情報について提供するとともに、茅ヶ崎市保健所で実施している専門職による「精神保健福祉相談」、「酒害相談員によるアルコール個別相談」等を紹介するなど、地域における様々な関係機関と連携し、依存症である人及びその家族を支援します。 <p>⑥地域生活支援事業の充実</p> <p>1) 相談支援事業所の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所については、精神障がい者、強度行動障害、医療的ケア時等、専門的な支援が増加しており、適切な相談支援体制が行えるように、委託相談支援事業所の増設について検討し、準備を進めていきます。 <p>2) その他地域生活支援事業の充実 （略）</p> <p>⑦スポーツ・レクリエーション・文化活動等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（略） ・（略） ・（略） 	<p>○就労定着支援 ○療養介護 ○短期入所（福祉型、医療型）</p> <p>3. 居住系サービスの充実 （略）</p> <p>4 相談支援の充実 （略）</p> <p>5. 障がい児への支援の充実 （略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（略） ・難病患者について、障がい福祉サービス等の対象となっているところですが、一層の制度の周知とともに、病状の変化や進行等に配慮した適切なサービス量が確保できるよう努めます。 ・（略） ・強度行動障がい*や高次脳機能障がいを有する障がい者に対して、適切な支援ができるよう、神奈川県が実施する研修について、各事業所に情報提供するなどの働きかけを行います。 ・アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策については、当事者団体を活用した回復支援や普及啓発が重要であることから、当事者団体の情報について提供するとともに、茅ヶ崎市保健所で実施する「アルコール教室」を紹介するなど、地域における様々な関係機関と連携し、依存症である人及びその家族を支援します。 <p>⑥地域生活支援事業の充実</p> <p>1) 相談支援事業所の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所については、今後想定される障がい者手帳所持者の増加に合わせて、適切な相談支援体制の整備に努めます。 <p>2) その他地域生活支援事業の充実 （略）</p> <p>⑦スポーツ・レクリエーション・文化活動等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（略） ・（略） ・（略） 	

寒川町障がい者福祉計画（案） 新旧対照表

令和5年9月13日現在

新	旧	備考欄
<p>(3) 生活環境</p> <p>◆現状と課題◆</p> <p>障がいのある人が地域で生活することに対し、国では基本指針において、施設入所者や入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行の更なる推進を図るため数値目標を設けるなど、多様なニーズと関心が高まっています。障がいのある人が地域生活に移行するにあたっては、居住の場となるグループホームの整備促進が課題となっています。</p> <p>すでに地域で生活を送っている当事者も家族の高齢化とともに独居になるケースが増えており、障がいのある人が地域で安心して生活を送るためには、住宅の階段や段差など設備面の改修によるバリアフリー化や障がい特性に合った環境整備が必要です。</p> <p>また、障がい者福祉計画見直しのためのアンケート調査では、水害や地震等の災害時に一人で避難できないと回答された方が 41.4%に達し、福祉団体等からのヒアリングでも、災害時の避難に関する不安の声が寄せられるなど、防災体制の整備とともに地域住民と連携した災害・緊急時の支援体制づくりを確立していく必要があります。</p> <p>◆施策の方向◆</p> <p>(略)</p> <p>◆具体的な施策◆</p> <p>①多様な住まいの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・(略) <p>②移動・公共機関等のバリアフリー化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設において、今後新たに設置する施設に対しては、車いす利用者等が利用しやすいみんなのトイレ*、ユニバーサルシート*の整備を推進するなど、バリアフリー化に努めます。 ・(略) <p>③災害時の障がい者支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の障がいのある人の安全を確保するため、「寒川町地域防災計画」に基づき、防災対策を推進します。発災時には、各避難所に福祉スペースを設けるほか、障がい者施設等と避難施設としての使用に関する協定を4施設と結んでいます。また、災害時の受け入れ施設となっている避難所とは、定期的に災害時に使用する無線を使用し、災害に備えた無線訓練を実施していきます。 ・(略) <p>④災害への備えの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) 	<p>(3) 生活環境</p> <p>◆現状と課題◆</p> <p>障がいのある人が地域で生活することに対し、国では基本指針において、施設入所者や入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行の更なる推進を図るため数値目標を設けるなど、多様なニーズと関心が高まっています。障がいのある人が地域生活に移行するにあたっては、居住の場となるグループホームの整備促進が課題となっています。</p> <p>すでに地域で生活を送っている当事者も家族の高齢化とともに独居になるケースが増えており、障がいのある人が地域で安心して生活を送るためには、住宅の階段や段差など設備面の改修によるバリアフリー化や障がい特性に合った環境整備が必要です。</p> <p>また、障がい者福祉計画見直しのためのアンケート調査では、水害や地震等の災害時に一人で避難できないと回答された方が 46.9%に達し、福祉団体等からのアンケート調査においても、災害時の不安に関する声が多く寄せられていることから、防災体制の整備とともに地域住民と連携した災害・緊急時の支援体制づくりを確立していく必要があります。</p> <p>◆施策の方向◆</p> <p>(略)</p> <p>◆具体的な施策◆</p> <p>①多様な住まいの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・(略) <p>②移動・公共機関等のバリアフリー化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設において、今後新たに設置する施設に対しては、車いす利用者等が利用しやすいみんなのトイレ*の整備を推進するなど、バリアフリー化に努めます。 ・(略) <p>③災害時の障がい者支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の障がいのある人の安全を確保するため、「寒川町地域防災計画」に基づき、防災対策を推進します。発災時には、各避難所に福祉スペースを設けるほか、障がい者施設等と避難施設としての使用に関する協定を4施設と結んでいます。また、関係機関との協議に努めていきます。 ・(略) <p>④災害への備えの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) 	

寒川町障がい者福祉計画（案） 新旧対照表

令和5年9月13日現在

新	旧	備考欄
<p>・防災訓練等に障がいのある人も積極的に参加できるよう支援します。</p> <p>・(略)</p> <p>・在宅で生活する医療的ケア児等を支援するため、災害による停電時等に備え、非常用電源装置等の購入費を補助できるよう検討を進めます。</p> <p>⑤緊急時・災害時の情報提供の充実</p> <p>・(略)</p> <p>・(略)</p> <p>・(略)</p> <p>⑥見守り体制の充実</p> <p>・(略)</p> <p>・(略)</p> <p>・(略)</p> <p>(4) 教育・育成</p> <p>◆現状と課題◆</p> <p>共働き家庭の増加などの社会様式の変化により、保育園や放課後児童クラブ等を利用する子どもが増加している中で、障がいのある子ども（発達や発育の遅れに心配のある子どもを含む。以下、「障がいのある子ども」という。）の利用も増えています。</p> <p>障がいのある子どもが、発達や障がいの状況に応じた保育・療育・教育を受けるためには、就学前から卒業後の進路など成長段階にあわせて、見通しを持った切れ間のない相談体制が必要です。</p> <p>また、障がいのある子どもへの支援については、日常生活における家族の支援と障がいへの理解が重要ですが、家族が子どもへの適切な関わり方を学ぶ機会が少ないという課題もあります。</p> <p>さらに、障がいのある子どもの成長につれ、介助者の負担が大きくなることもあるため、放課後等デイサービスや短期入所といったレスパイトケア*の充実も欠かせない支援の一つです。</p> <p>学校教育の場においては、幼少期から障がいへの理解促進を図るための福祉教育として、いろいろな障がいについて理解が深まるよう啓発していくことが必要です。</p> <p>◆施策の方向◆</p> <p>(略)</p> <p>◆具体的な施策◆</p> <p>①障がいのある子どもの保育・療育・教育体制の充実</p> <p>・(略)</p> <p>・(略)</p>	<p>・総合防災訓練に障がいのある人も積極的に参加できるよう支援します。</p> <p>・(略)</p> <p>⑤緊急時・災害時の情報提供の充実</p> <p>・(略)</p> <p>・(略)</p> <p>・(略)</p> <p>⑥見守り体制の充実</p> <p>・(略)</p> <p>・(略)</p> <p>・(略)</p> <p>(4) 教育・育成</p> <p>◆現状と課題◆</p> <p>共働き家庭の増加などの社会様式の変化により、保育園や放課後児童クラブ等を利用する子どもが増加している中で、障がいのある子どもの利用も増えています。</p> <p>障がいのある子ども（発達や発育の遅れに心配のある子どもを含む）が、発達や障がいの状況に応じた保育・療育・教育を受けるためには、就学前から卒業後の進路など成長段階にあわせて、見通しを持った切れ間のない相談体制が必要です。</p> <p>また、障がいのある子どもへの支援については、日常生活における家族の支援と障がいへの理解が重要ですが、家族が子どもへの適切な関わり方を学ぶ機会が少ないという課題もあります。</p> <p>さらに、障がいのある子どもの成長につれ、介助者の負担が大きくなることもあるため、放課後等デイサービスや短期入所といったレスパイトケア*の充実も欠かせない支援の一つです。</p> <p>学校教育の場においては、幼少期から障がいへの理解促進を図るための福祉教育として、いろいろな障がいについて理解が深まるよう啓発していくことが必要です</p> <p>◆施策の方向◆</p> <p>(略)</p> <p>◆具体的な施策◆</p> <p>①障がいのある子どもの保育・療育・教育体制の充実</p> <p>・(略)</p> <p>・(略)</p>	

寒川町障がい者福祉計画（案） 新旧対照表

令和5年9月13日現在

新	旧	備考欄
<p>・(略)</p> <p>②障がい児等及び家族等への支援の充実</p> <p>・(略)</p> <p>・障がいのある子どもの「育ち」や「暮らし」を安定させるための家族支援として、ペアレントトレーニング* を実施し、あわせてフォローアップ等も行えるよう努めていきます。</p> <p>③障がい児通所支援等福祉サービスの充実</p> <p>・(略)</p> <p>・(略)</p> <p>・(略)</p> <p>④交流教育の推進</p> <p>(略)</p> <p>(5) 保健・医療</p> <p>◆現状と課題◆</p> <p>(略)</p> <p>◆施策の方向◆</p> <p>障がいの予防と早期発見のため、各種健診事業の実施に加え、関係機関と連携を図り、適切な医療的ケア及び相談が受けられるよう、支援体制の整備に努めます。</p> <p>障がいのある人が地域で良好な生活を送るために、精神疾患の通院治療や重度身体障がい者や重度知的障がい者に対し、健康保険の一部負担金についても引き続き助成を行います。</p> <p>精神障がいのある人の長期入院や地域生活における課題等については、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（障がい）」において検討を行い、茅ヶ崎市保健所にて実施している「地域精神保健福祉連絡協議会」と連携を図り、保健・医療と分断されない体制づくりを推進していきます。</p> <p>◆具体的な施策◆</p> <p>①母子保健の充実</p> <p>・(略)</p> <p>・(略)</p> <p>・(略)</p> <p>②健康づくりの充実</p> <p>・(略)</p> <p>・(略)</p>	<p>・(略)</p> <p>②障がい児等及び家族等への支援の充実</p> <p>・(略)</p> <p>・障がいのある子どもの「育ち」や「暮らし」を安定させるための家族支援として、ペアレントトレーニング* 等の実施に努めます。</p> <p>③障がい児通所支援等福祉サービスの充実</p> <p>・(略)</p> <p>・(略)</p> <p>・(略)</p> <p>④交流教育の推進</p> <p>(略)</p> <p>(5) 保健・医療</p> <p>◆現状と課題◆</p> <p>(略)</p> <p>◆施策の方向◆</p> <p>障がいの予防と早期発見のため、各種健診事業の実施に加え、関係機関と連携を図り、適切な医療的ケア及び相談が受けられるよう、支援体制の整備に努めます。</p> <p>障がいのある人が地域で良好な生活を送るために、精神疾患の通院治療や重度身体障がい者や重度知的障がい者に対し、健康保険の一部負担金についても引き続き助成を行います。</p> <p>◆具体的な施策◆</p> <p>①母子保健の充実</p> <p>・(略)</p> <p>・(略)</p> <p>・(略)</p> <p>②健康づくりの充実</p> <p>・(略)</p> <p>・(略)</p>	

寒川町障がい者福祉計画（案） 新旧対照表

令和5年9月13日現在

新	旧	備考欄
<p>③医療費の給付・助成 ・(略)</p> <p>④精神保健福祉施策の推進 ・精神障がいのある人の退院後の社会復帰や医療中断を防ぎ、地域で安定した暮らしができるように、茅ヶ崎市保健所や関係機関等と連携し、支援体制の安定を図ります。 ・「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*（障がい）」の協議の場として「寒川町地域自立支援協議会」を活用し、地域における課題等について協議をしていきます。また、議論した内容については、茅ヶ崎市保健所の「地域精神保健福祉連絡協議会」や「湘南東部圏域自立支援協議会」等に報告を行い、連携を図っていきます。 ・専門性が求められる多様な相談内容に応じるため、福祉課窓口に精神保健福祉士等の配置を継続します。</p> <p>(6) 雇用・就労 ◆現状と課題◆ 障がいのある人にとって自立のための経済的基盤となる就労の場の確保は、社会参加の促進を図る上で極めて重要な課題です。障がいのある人の雇用環境については、「障害者雇用促進法」で官民に対し、法定雇用率の遵守が義務付けられており、段階的に法定雇用率の引き上げが行われていきます。また、「障害者優先調達推進法*」に基づき、町は、福祉就労施設等からの受注拡大を図る必要があります。 働きたいという意欲がある障がいのある人に対し、その適性に合った職場が確保できるよう支援していくためには、福祉施策と労働施策が連携し、企業の理解促進を図るとともに、障がいの程度や種類によって多様な就労の場を確保するため、障がいのある人の雇用が促進されるよう、広報啓発や関係するすべての機関との一層の連携を図り、個々のニーズに応じた就労支援体制づくりに努める必要があります。 また、職場での障がいについての配慮や理解の不足により、就労の継続ができないケースも生じており、雇用する側への支援体制が必要となっています。</p> <p>◆施策の方向◆ (略)</p> <p>◆具体的な施策◆ ①就労相談窓口の充実 ・(略) ・(略)</p>	<p>③医療費の給付・助成 ・(略)</p> <p>④精神保健福祉施策の推進 ・精神障がいのある人の社会復帰に向け、生活指導、社会復帰援助等について、茅ヶ崎市保健所や関係機関等の協力を得ながら、精神保健福祉士等による訪問・相談の充実を図ります。</p> <p>・専門性が求められる多様な相談内容に応じるため、福祉課窓口に精神保健福祉士等の有資格者を配置することに努めます。(再掲) ・精神障がい者が、退院後も必要な医療を中断することなく、地域で安全安心な暮らしができるようにするための支援体制の充実に努めます。</p> <p>(6) 雇用・就労 ◆現状と課題◆ 障がいのある人にとって自立のための経済的基盤となる就労の場の確保は、社会参加の促進を図る上で極めて重要な課題です。障がいのある人の雇用環境については、「障害者雇用促進法」で官民に対し、法定雇用率の遵守が義務付けられており、令和3年3月には法定雇用率の引き上げが行われました。また、「障害者優先調達推進法*」に基づき、町は、福祉就労施設等からの受注拡大を図る必要があります。 働きたいという意欲がある障がいのある人に対し、その適性に合った職場が確保できるよう支援していくためには、福祉施策と労働施策が連携し、企業の理解促進を図るとともに、障がいの程度や種類によって多様な就労の場を確保するため、障がいのある人の雇用が促進されるよう、広報啓発や関係するすべての機関との一層の連携を図り、個々のニーズに応じた就労支援体制づくりに努める必要があります。 また、職場での障がいについての配慮や理解の不足により、就労の継続ができないケースも生じており、雇用する側への支援体制が必要となっています。</p> <p>◆施策の方向◆ (略)</p> <p>◆具体的な施策◆ ①就労相談窓口の充実 ・(略) ・(略)</p>	

寒川町障がい者福祉計画（案） 新旧対照表

令和5年9月13日現在

新	旧	備考欄
<p>②雇用啓発事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人の雇用を促進するため、障がい施策担当課と労政担当課が連携し、町内の民間企業や事業主への訪問活動等を通じ、障がい者雇用に関する啓発活動を推進します。 藤沢公共職業安定所（ハローワーク藤沢）主催のミニ合同説明会など、あらゆる機会を通じて就労の場の確保や拡大に努めます。 <p>③官公需における受注機会の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> （略） <p>④福祉的就労の充実と就労定着に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> （略） （略） <p>⑤障がいのある人への情報提供の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> （略） <p>⑥職場体験事業の充実と町内企業の障がい者雇用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校*に通っている生徒やその他障がい福祉就労系サービスの利用者に就業実習の場を提供するため、寒川総合図書館等公共施設や寒川町役場での実習の実施に努めます。また、働きたいと希望する障がいのある人が、身近な場所で就労ができるよう、町内企業に対する理解促進などの周知活動を行い、就労の場の確保に努めます。 <p>⑦町職員の障がいのある人の雇用推進</p> <ul style="list-style-type: none"> （略） <p>（7）情報・コミュニケーション</p> <p>◆現状と課題◆</p> <p>令和4年5月には、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的として、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が制定されました。</p> <p>障がいのある人が自立した生活を送るためには、必要な情報を速やかにわかりやすく提供することが必要です。しかし、様々な障がいの特性や状態に応じた情報提供や意思疎通の支援方法が多様であることから、すでに発信している情報の内容や提供方法を整理し、それぞれの障がいの特性や状態にあった情報提供の推進が必要となっています。</p> <p>◆施策の方向◆</p> <p>（略）</p>	<p>②雇用啓発事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人の雇用を促進するため、町内の民間企業や事業主への訪問活動等を通じ、障がい者雇用に関する啓発活動を推進します。 <p>③官公需における受注機会の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> （略） <p>④福祉的就労の充実と就労定着に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> （略） （略） <p>⑤障がいのある人への情報提供の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> （略） <p>⑥職場体験事業の充実と町内企業の障がい者雇用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校（養護学校*）に通っている生徒やその他障がい福祉就労系サービスの利用者に就業実習の場を提供するため、寒川総合図書館等公共施設や寒川町役場での実習の実施に努めます。また、働きたいと希望する障がいのある人が、身近な場所で就労ができるよう、町内企業に対する理解促進などの周知活動を行い、就労の場の確保に努めます。 <p>⑦町職員の障がいのある人の雇用推進</p> <ul style="list-style-type: none"> （略） <p>（7）情報・コミュニケーション</p> <p>◆現状と課題◆</p> <p>障がいのある人が自立した生活を送るためには、必要な情報を速やかにわかりやすく提供することが必要です。しかし、様々な障がいの特性や状態に応じた情報提供や意思疎通の支援方法が多様であることから、すでに発信している情報の内容や提供方法を整理し、それぞれの障がいの特性や状態にあった情報提供の推進が必要となっています。</p> <p>◆施策の方向◆</p> <p>（略）</p>	

寒川町障がい者福祉計画（案） 新旧対照表

令和5年9月13日現在

新	旧	備考欄																				
<p>◆具体的な施策◆</p> <p>①情報提供システムの推進 ・(略)</p> <p>②コミュニケーション手段の確保 ・(略) ・(略) ・(略) ・(略)</p> <p>③福祉マップの配布・活用 ・(略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 第7期障がい福祉計画 (第3期障がい児福祉計画を含む)</p> <p>1. 令和8年度の目標設定 (1) 施設入所者の地域生活移行に関する目標値 【国の基本指針】 「施設入所者の地域生活への移行」については、国は、「令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5パーセント以上削減すること」と、「令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から6パーセント以上が、地域生活へ移行すること」を目標に掲げています。 また第6期で定めた数値目標が達成されないことが見込まれる場合には、その未達成と見込まれる人数を加味して目標を設定することとされています。 【町の現状と考え方】</p> <table border="1" data-bbox="201 1457 1249 1556"> <thead> <tr> <th>サービス名称</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設入所支援</td> <td>46人</td> <td>44人</td> <td>46人</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和元年度末の入所数が第6期計画での基準値となっています。 ※令和2年度から令和4年度までは3月末実績。令和5年度は9月末実績。</p> <p>第6期計画での削減目標は0人、入所から地域に移行する人数の目標を3人と設定しました。令和3年度から令和5年9月末時点で、地域生活へ移行した人数は 人、その他の理由で退所された人が 人、新たな施設入所者が 人でした。令和5年9月末時点の施設入所者数は 人のため、令和2年度末時点に比べて 人減少しています。 第7期計画においては、国の基本指針、過去の実績、施設入所や地域生活に対するニーズ等を踏まえて、成果目標を設定します。</p>	サービス名称	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	施設入所支援	46人	44人	46人	人	<p>◆具体的な施策◆</p> <p>①情報提供システムの推進 ・(略)</p> <p>②コミュニケーション手段の確保 ・(略) ・(略) ・(略) ・(略)</p> <p>③福祉マップの配布・活用 ・(略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 第6期障がい福祉計画 (第2期障がい児福祉計画を含む)</p> <p>1. 令和5年度の目標設定 (1) 施設入所者の地域生活移行に関する目標値 【国の基本指針】 「施設入所者の地域生活への移行」については、国は、「令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6パーセント以上削減すること」と、「令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から6パーセント以上が、地域生活へ移行すること」を目標に掲げています。 また第5期で定めた数値目標が達成されないことが見込まれる場合には、その未達成と見込まれる人数を加味して目標を設定することとされています。 【町の現状と考え方】</p> <table border="1" data-bbox="1436 1457 2484 1556"> <thead> <tr> <th>サービス名称</th> <th>平成28年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設入所支援</td> <td>47人</td> <td>46人</td> <td>45人</td> <td>44人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成28年度末の入所数が第5期計画での基準値となっています。 ※平成30年度、令和元年度は3月末実績。令和2年度は9月末実績。</p> <p>第5期計画での削減目標は0人、入所から地域に移行する人数の目標を5人と設定しました。平成30年度から令和2年9月末時点で、地域生活へ移行した人数は4人、その他の理由で退所された人が3人、新たな施設入所者が3人でした。令和2年9月末時点の施設入所者数は44人のため、平成28年度末時点に比べて3人減少しています。 第6期計画においては、国の基本指針、過去の実績、施設入所や地域生活に対するニーズ等を踏まえて、成果目標を設定します。</p>	サービス名称	平成28年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	施設入所支援	47人	46人	45人	44人	
サービス名称	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																		
施設入所支援	46人	44人	46人	人																		
サービス名称	平成28年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度																		
施設入所支援	47人	46人	45人	44人																		

寒川町障がい者福祉計画（案） 新旧対照表

令和5年9月13日現在

新			旧			備考欄
【数値目標】			【数値目標】			
項目	第7期 目標数値	考え方	項目	第6期 目標数値	考え方	
【基準】施設入所者数（A）	46人	令和4年度末現在	【基準】施設入所者数（A）	45人	令和元年度末現在	
【成果目標】地域生活移行者数（B）	人	(A)のうち、令和8年度末までに移行する人の目標数	【成果目標】地域生活移行者数（B）	3人	(A)のうち、令和5年度末までに移行する人の目標数	
新たな施設入所支援の利用者数（C）	人	令和8年度末までに、施設入所が必要な人の見込み数	新たな施設入所支援の利用者数（C）	3人	令和5年度末までに、施設入所が必要な人の見込み数	
計画終了年度末施設入所者数（D）（D=A-B+C）	人	地域生活移行者数(B)及び新たな施設入所者数(C)を勘案	計画終了年度末施設入所者数（D）（D=A-B+C）	45人	地域生活移行者数(B)及び新たな施設入所者数(C)を勘案	
【成果目標】入所者の減少見込み（A-D）	人	令和8年度末目標数	【成果目標】入所者の減少見込み（A-D）	0人	令和5年度末目標数	
<p>(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <p>【国の基本的指針】</p> <p>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、精神障がい者の地域移行や定着が可能となるよう、市町村が精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進することが示されています。</p> <p>【町の現状と考え方】</p> <p>精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムは、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保されたシステムのことであり、地域共生社会の実現に向かっていく上で欠かせないものであると考えます。</p> <p>まずは、町として様々な関係機関等と協議ができる場の設置を行い、地域課題を把握していくことを進めていきます。</p> <p>その一つの場合としては、茅ヶ崎市保健所管内の精神医療や福祉関係機関との連携を図ることを目的とした茅ヶ崎市地域精神保健福祉連絡協議会などを活用するとともに、令和6年度からは、市町村において実施する「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム（障がい）」について、「寒川町地域自立支援協議会」を活用し、協議を進めていきます。</p>			<p>(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <p>【国の基本的指針】</p> <p>長期入院精神障がい者の地域移行を進めるにあたっては、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のないあらゆる人が共生できる社会を構築していく必要があります。</p> <p>【町の現状と考え方】</p> <p>平成29年4月から茅ヶ崎市が保健所政令市に移行したことから寒川町の保健所業務を茅ヶ崎市保健所で行うこととなりました。</p> <p>現在茅ヶ崎市保健所が行っている、茅ヶ崎市保健所管内の精神医療や福祉関係機関との連携を図ることを目的とした連絡会などを活用し、協議を行うとともに、町地域自立支援協議会との連携を図り、保健・医療・福祉関係者による精神障がい者に対応した地域包括ケアシステムの構築について引き続き検討を進めます。</p>			

寒川町障がい者福祉計画（案） 新旧対照表

令和5年9月13日現在

新	旧	備考欄
<div data-bbox="178 273 1276 1113" data-label="Diagram"> </div> <p data-bbox="118 1176 1335 1491"> (3) 地域生活支援拠点等の充実 【国の基本的指針】 地域生活支援拠点等について、令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備を含む）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とするとされています。 </p> <p data-bbox="118 1501 1335 1722"> また、強度行動障害を有する障がい者の支援体制の充実を図るため、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の構築を進めることを基本とされています。 </p> <p data-bbox="118 1764 1335 1974"> 【町の現状と考え方】 当町が属している湘南東部保健福祉圏域においては、医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者*を対象とした受け入れ可能な施設を有していないのが現状です。 町としては、医療的ケアなど特別な配慮が必要でサービス利用することが困難な場合や緊急にサービス利用することが必要となった場合の受け入れ機能として、短期入所サービ </p>	<p data-bbox="1365 1176 2552 1407"> (3) 地域生活支援拠点等の充実 【国の基本的指針】 地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とするとされています。 </p> <p data-bbox="1365 1764 2552 1974"> 【町の現状と考え方】 当町が属している湘南東部保健福祉圏域においては、医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者*を対象とした受け入れ可能な施設を有していないのが現状です。 町としては、医療的ケアなど特別な配慮が必要でサービス利用することが困難な場合や緊急にサービス利用することが必要となった場合の受け入れ機能として、短期入所サービ </p>	

寒川町障がい者福祉計画（案） 新旧対照表

令和5年9月13日現在

新	旧	備考欄
<p>スを提供する事業所（障害福祉サービス等拠点事業所配置事業）を広域連携により、当該圏域内に今後も継続して配置してまいります。</p> <p>また、令和2年10月に開設した基幹相談支援センターを中心に、町の実情にあった障がい者の生活を地域で支えるサービス提供体制の強化・充実に努め、町地域自立支援協議会等を活用して機能の検証及び検討を年1回以上実施することを目標とします。</p> <p>なお、令和2年から開始した地域生活支援拠点等事業については、引き続き継続して取り組んでまいります。</p> <p>さらに、障がいのある人のライフステージに応じた多岐にわたる障がい福祉サービスの活用をコーディネートする相談支援機能を強化するため、神奈川県の実施する「障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター」を活用し、障がいのある人が住み慣れた地域で、安心して生活できるように取り組みます。</p> <p>強度行動障害を有する障害者の支援体制についても、基幹相談支援センターと共に状況を把握し、町にニーズにあった支援体制の構築を検討していきます。</p> <p>（4）福祉施設から一般就労への移行に関する目標設定 【国の基本指針】 「福祉施設から一般就労への移行」について、国は就労移行支援事業等を通じて、「福祉施設の利用者のうち一般就労に移行する年間延べ人数」が「令和3年度中の一般就労への移行実績の1.28倍以上」を目標として設定しています。</p> <p>また、「就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上を基本とすること」、「就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とすること」を目標として設定しています。</p> <p>このほか、「就労移行支援、就労継続支援及び就労定着支援の提供体制の同行や障害者雇用に係る求人といった、地域における障害者の就労支援に関する状況を把握し、関係機関等と共有した上で、連携した取組を推進することが望ましい」とも示されています。</p> <p>【町の現状と考え方】 町では、令和3年度と令和4年度の2か年で 人が福祉施設を退所し、一般就労へ移行しました。</p> <p>障がいのある人の就労意欲を実現するため、身近な場所で就労相談ができるよう、相談体制の整備に努めます。</p> <p>また、障がい特性に応じた雇用の場の創出に向け、障がい施策担当課と労政担当課が連携し、町内企業の訪問を実施するとともに、これまで以上にハローワーク*や湘南障害者就業・生活支援センター等関係機関との連携強化や、障がい者雇用に対する理解の促進を図っていきます。</p> <p>さらに、一般就労に移行した障がいのある人に対し、就労の定着に向けた支援を行います。</p> <p>なお、これまでの実績と国の基本方針から、令和8年度中に一般就労に移行する人数を</p>	<p>スを提供する事業所（障害福祉サービス等拠点事業所配置事業）を広域連携により、当該圏域内に今後も継続して配置してまいります。</p> <p>また、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、令和2年10月に開設した基幹相談支援センターを中心に、町の実情にあった障がい者の生活を地域で支えるサービス提供体制の強化・充実に努め、令和5年度末までに3つの機能の確保を行ない、町地域自立支援協議会等を活用して機能の検証及び検討を年1回以上実施することを目標とします。</p> <p>さらに、障がいのある人のライフステージに応じた多岐にわたる障がい福祉サービスの活用をコーディネートする相談支援機能を強化するため、神奈川県の実施する「障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター」を活用し、障がいのある人が住み慣れた地域で、安心して生活できるように取り組みます。</p> <p>（4）福祉施設から一般就労への移行に関する目標設定 【国の基本指針】 「福祉施設から一般就労への移行」について、国は就労移行支援事業等を通じて、「福祉施設の利用者のうち一般就労に移行する年間延べ人数」が「令和元年度中の一般就労への移行実績の1.27倍以上」を目標として設定しています。</p> <p>また、「令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を使用することを基本とすること」、「就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とすること」を目標として設定しています。</p> <p>このほか、「大学在学中の学生の就労移行支援事業の利用促進、就労継続支援事業等における農福連携の取組の推進及び高齢障害者に対する就労継続支援B型事業等による支援の実施等を進めること」も目標として設定しています。</p> <p>【町の現状と考え方】 町では、平成30年度と令和元年度の2か年で16人が福祉施設を退所し、一般就労へ移行しました。</p> <p>障がいのある人の就労意欲を実現するため、身近な場所で就労相談ができるよう、相談体制の整備に努めます。</p> <p>また、障がい特性に応じた雇用の場の創出に向け、障がい施策担当課と労政担当課が連携し、町内企業の訪問を実施するとともに、これまで以上にハローワーク*や湘南障害者就業・生活支援センター等関係機関との連携強化や、障がい者雇用に対する理解の促進を図っていきます。</p> <p>さらに、一般就労に移行した障がいのある人に対し、就労の定着に向けた支援を行います。</p> <p>なお、これまでの実績と国の基本方針から、令和5年度中に一般就労に移行する人数を8</p>	

寒川町障がい者福祉計画（案） 新旧対照表

令和5年9月13日現在

新				旧				備考欄																																														
<p>人、令和3年度実績の1.28倍と設定します。 併せて、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ令和3年度実績の1.31倍以上、概ね1.29倍以上及び概ね1.28倍以上を目指します。</p>				<p>人、令和元年度実績の1.27倍と設定します。 併せて、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ令和元年度実績の1.30倍以上、概ね1.26倍以上及び概ね1.23倍以上を目指します。</p>																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th>数値</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">年間一般就労者数（実績）</td> <td>令和2年度</td> <td>人</td> <td rowspan="2">1年間に福祉施設から一般就労に移行した人の実績</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>人</td> <td>1年間に福祉施設から一般就労に移行した人の実績（内訳） ・就労移行支援事業からの移行 人 ・就労継続支援A型事業からの移行 人 ・就労継続支援B型事業からの移行 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">令和8年度の目標値</td> <td>第5期計画</td> <td>12人</td> <td>第5期計画の目標値（平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍）</td> </tr> <tr> <td>第6期計画</td> <td>人</td> <td>第6期計画の目標値（令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍）（事業ごとの目標値） ・就労移行支援事業からの移行（令和元年度実績の1.30倍以上）7人 ・就労継続支援A型事業からの移行（令和元年度実績の1.26倍以上）1人 ・就労継続支援B型事業からの移行（令和元年度実績の1.23倍以上）0人</td> </tr> <tr> <td>第7期計画</td> <td>人</td> <td>第7期計画の目標値（令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍）（事業ごとの目標値） ・就労移行支援事業からの移行（令和3年度実績の1.31倍以上）人 ・就労継続支援A型事業からの移行（令和3年度実績の1.29倍以上）</td> </tr> </tbody> </table>				項目		数値	備考		年間一般就労者数（実績）	令和2年度	人	1年間に福祉施設から一般就労に移行した人の実績	令和3年度	人	令和4年度	人	1年間に福祉施設から一般就労に移行した人の実績（内訳） ・就労移行支援事業からの移行 人 ・就労継続支援A型事業からの移行 人 ・就労継続支援B型事業からの移行 人	令和8年度の目標値	第5期計画	12人	第5期計画の目標値（平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍）	第6期計画	人	第6期計画の目標値（令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍）（事業ごとの目標値） ・就労移行支援事業からの移行（令和元年度実績の1.30倍以上）7人 ・就労継続支援A型事業からの移行（令和元年度実績の1.26倍以上）1人 ・就労継続支援B型事業からの移行（令和元年度実績の1.23倍以上）0人	第7期計画	人	第7期計画の目標値（令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍）（事業ごとの目標値） ・就労移行支援事業からの移行（令和3年度実績の1.31倍以上）人 ・就労継続支援A型事業からの移行（令和3年度実績の1.29倍以上）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th>数値</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">年間一般就労者数（実績）</td> <td>平成29年度</td> <td>2人</td> <td rowspan="2">1年間に福祉施設から一般就労に移行した人の実績</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>6人</td> <td>1年間に福祉施設から一般就労に移行した人の実績（内訳） ・就労移行支援事業からの移行 5人 ・就労継続支援A型事業からの移行 1人 ・就労継続支援B型事業からの移行 0人</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">令和5年度の目標値</td> <td>第4期計画</td> <td>10人</td> <td>第4期計画の目標値（平成24年度の人数の2倍以上）</td> </tr> <tr> <td>第5期計画</td> <td>12人</td> <td>第5期計画の目標値（平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍）</td> </tr> <tr> <td>第6期計画</td> <td>8人</td> <td>第6期計画の目標値（令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍）（事業ごとの目標値） ・就労移行支援事業からの移行（令和元年度実績の1.30倍以上）7人 ・就労継続支援A型事業からの移行（令和元年度実績の1.26倍以上）1人 ・就労継続支援B型事業からの移行（令和元年度実績の1.23倍以上）0人</td> </tr> </tbody> </table>				項目		数値	備考	年間一般就労者数（実績）	平成29年度	2人	1年間に福祉施設から一般就労に移行した人の実績	平成30年度	10人	令和元年度	6人	1年間に福祉施設から一般就労に移行した人の実績（内訳） ・就労移行支援事業からの移行 5人 ・就労継続支援A型事業からの移行 1人 ・就労継続支援B型事業からの移行 0人	令和5年度の目標値	第4期計画	10人	第4期計画の目標値（平成24年度の人数の2倍以上）	第5期計画	12人	第5期計画の目標値（平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍）	第6期計画	8人	第6期計画の目標値（令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍）（事業ごとの目標値） ・就労移行支援事業からの移行（令和元年度実績の1.30倍以上）7人 ・就労継続支援A型事業からの移行（令和元年度実績の1.26倍以上）1人 ・就労継続支援B型事業からの移行（令和元年度実績の1.23倍以上）0人
項目		数値	備考																																																			
年間一般就労者数（実績）	令和2年度	人	1年間に福祉施設から一般就労に移行した人の実績																																																			
	令和3年度	人																																																				
	令和4年度	人	1年間に福祉施設から一般就労に移行した人の実績（内訳） ・就労移行支援事業からの移行 人 ・就労継続支援A型事業からの移行 人 ・就労継続支援B型事業からの移行 人																																																			
令和8年度の目標値	第5期計画	12人	第5期計画の目標値（平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍）																																																			
	第6期計画	人	第6期計画の目標値（令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍）（事業ごとの目標値） ・就労移行支援事業からの移行（令和元年度実績の1.30倍以上）7人 ・就労継続支援A型事業からの移行（令和元年度実績の1.26倍以上）1人 ・就労継続支援B型事業からの移行（令和元年度実績の1.23倍以上）0人																																																			
	第7期計画	人	第7期計画の目標値（令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍）（事業ごとの目標値） ・就労移行支援事業からの移行（令和3年度実績の1.31倍以上）人 ・就労継続支援A型事業からの移行（令和3年度実績の1.29倍以上）																																																			
項目		数値	備考																																																			
年間一般就労者数（実績）	平成29年度	2人	1年間に福祉施設から一般就労に移行した人の実績																																																			
	平成30年度	10人																																																				
	令和元年度	6人	1年間に福祉施設から一般就労に移行した人の実績（内訳） ・就労移行支援事業からの移行 5人 ・就労継続支援A型事業からの移行 1人 ・就労継続支援B型事業からの移行 0人																																																			
令和5年度の目標値	第4期計画	10人	第4期計画の目標値（平成24年度の人数の2倍以上）																																																			
	第5期計画	12人	第5期計画の目標値（平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍）																																																			
	第6期計画	8人	第6期計画の目標値（令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍）（事業ごとの目標値） ・就労移行支援事業からの移行（令和元年度実績の1.30倍以上）7人 ・就労継続支援A型事業からの移行（令和元年度実績の1.26倍以上）1人 ・就労継続支援B型事業からの移行（令和元年度実績の1.23倍以上）0人																																																			

寒川町障がい者福祉計画（案） 新旧対照表

令和5年9月13日現在

新				旧			備考欄																														
<p>また、令和8年度末で、就労移行支援事業を通じて一般就労に移行した者のうち就労定着支援事業を利用した者を、令和3年度末での就労移行支援を通じて一般就労に移行した者の 割、 人と設定します。</p> <p>【数値目標】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>人数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度中の一般就労移行者数（A）</td> <td>人</td> <td>一般就労者のうち就労移行支援事業を通じて一般就労に移行した者</td> </tr> <tr> <td>令和8年度中の一般就労移行者数</td> <td>人</td> <td>令和8年度中の一般就労目標人数 （国の目標は令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍）</td> </tr> <tr> <td>令和3年度中の就労定着支援利用者数</td> <td>人</td> <td>（A）のうち、就労定着支援を利用した者</td> </tr> <tr> <td>令和8年度中の就労定着支援利用者数</td> <td>人</td> <td>令和8年度中の就労定着目標人数 （国の目標は令和3年度の就労定着の実績の1.41倍以上）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（5）障がい児支援のための提供体制の整備 【国の基本指針】 児童発達支援センターについて、国の指針では、地域の実情を踏まえて圏域もしくは町に少なくとも1か所以上設置することとし、さらに、設置した児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包括（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本としています。 このほか、重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を圏域もしくは町に少なくとも1か所以上確保することや、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を促進することを目標として設定しています。 【町の現状と考え方】 町の現状は、町立の児童発達支援事業所「ひまわり教室*」において、障がい児に対する</p>				項目	人数	備考	令和3年度中の一般就労移行者数（A）	人	一般就労者のうち就労移行支援事業を通じて一般就労に移行した者	令和8年度中の一般就労移行者数	人	令和8年度中の一般就労目標人数 （国の目標は令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍）	令和3年度中の就労定着支援利用者数	人	（A）のうち、就労定着支援を利用した者	令和8年度中の就労定着支援利用者数	人	令和8年度中の就労定着目標人数 （国の目標は令和3年度の就労定着の実績の1.41倍以上）	<p>また、令和5年度末で、就労移行支援事業を通じて一般就労に移行した者のうち就労定着支援事業を利用した者を、令和元年度末での就労移行支援を通じて一般就労に移行した者の7割、4人と設定します。</p> <p>【数値目標】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>人数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度中の一般就労移行者数（A）</td> <td>5人</td> <td>一般就労者のうち就労移行支援事業を通じて一般就労に移行した者</td> </tr> <tr> <td>令和5年度中の一般就労移行者数</td> <td>8人</td> <td>令和5年度中の一般就労目標人数 （国の目標は令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍）</td> </tr> <tr> <td>令和元年度中の就労定着支援利用者数</td> <td>2人</td> <td>（A）のうち、就労定着支援を利用した者</td> </tr> <tr> <td>令和5年度中の就労定着支援利用者数</td> <td>7人</td> <td>令和5年度中の就労定着目標人数 （国の目標は令和5年度の一般就労者のうち就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した者の7割の利用）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（5）障がい児支援のための提供体制の整備 【国の基本指針】 児童発達支援センターについて、国の指針では、地域の実情を踏まえて圏域もしくは町に少なくとも1か所以上設置することとし、さらに、設置した児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施することなどにより、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを目的として設定しています。 このほか、重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を圏域もしくは町に少なくとも1か所以上確保することや、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、町において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、個々の発達段階に応じた発達支援等の役割を担う医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を促進することを目標として設定しています。 【町の現状と考え方】 町の現状は、町立の児童発達支援事業所「ひまわり教室*」において、障がい児に対する</p>			項目	人数	備考	令和元年度中の一般就労移行者数（A）	5人	一般就労者のうち就労移行支援事業を通じて一般就労に移行した者	令和5年度中の一般就労移行者数	8人	令和5年度中の一般就労目標人数 （国の目標は令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍）	令和元年度中の就労定着支援利用者数	2人	（A）のうち、就労定着支援を利用した者	令和5年度中の就労定着支援利用者数	7人	令和5年度中の就労定着目標人数 （国の目標は令和5年度の一般就労者のうち就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した者の7割の利用）	
項目	人数	備考																																			
令和3年度中の一般就労移行者数（A）	人	一般就労者のうち就労移行支援事業を通じて一般就労に移行した者																																			
令和8年度中の一般就労移行者数	人	令和8年度中の一般就労目標人数 （国の目標は令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍）																																			
令和3年度中の就労定着支援利用者数	人	（A）のうち、就労定着支援を利用した者																																			
令和8年度中の就労定着支援利用者数	人	令和8年度中の就労定着目標人数 （国の目標は令和3年度の就労定着の実績の1.41倍以上）																																			
項目	人数	備考																																			
令和元年度中の一般就労移行者数（A）	5人	一般就労者のうち就労移行支援事業を通じて一般就労に移行した者																																			
令和5年度中の一般就労移行者数	8人	令和5年度中の一般就労目標人数 （国の目標は令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍）																																			
令和元年度中の就労定着支援利用者数	2人	（A）のうち、就労定着支援を利用した者																																			
令和5年度中の就労定着支援利用者数	7人	令和5年度中の就労定着目標人数 （国の目標は令和5年度の一般就労者のうち就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した者の7割の利用）																																			

寒川町障がい者福祉計画（案） 新旧対照表

令和5年9月13日現在

新	旧	備考欄
<p>児童発達支援を実施しています。</p> <p>町として、児童発達支援事業を中心に、母子保健・子育て支援・教育・福祉支援との連携強化を図り、それぞれの専門性をより一層、活かした支援体制を強化するとともに、児童発達支援センター及び保育所等訪問支援事業所、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置などについて、その人数やニーズを把握し、町の現状に合わせ、圏域・市町村連携による設置も含め、町地域自立支援協議会を活用して引き続き検討をしていきます。</p> <p>また、医療的ケア児等コーディネーターについては、町内の相談支援事業所、ひまわり教室に配置されており、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については、「かながわ医療的ケア児支援センター湘南東部圏域ランチ会議*」を活用してまいります。</p> <p>（6）相談支援体制の充実・強化 【国の基本指針】 令和8年度末までに各市町村又は各圏域において総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とするとされています。</p> <p>さらに、令和6年4月から、各市町村において基幹相談支援センターの業務として、相談支援事業の従事者に対する相談、助言、指導等を行う業務等が法律上明確化されました。</p> <p>【町の現状と考え方】 町では、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、令和2年10月に基幹相談支援センターを開設し、相談支援体制を構築してきました。</p> <p>今後は、本人及び家族等が抱える複合的な課題を把握し、家族への支援も含め、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等の対応が必要であり、地域における相談支援体制の充実・強化を図るために、基幹相談支援センターが、地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な相談、指導、助言を行うとともに、地域の相談支援者が定着できるよう相談支援事業所等の人材育成支援につとめ、相談支援体制の強化を図っていきます。</p> <p>また、町地域自立支援協議会に属するワーキンググループを活用して、個別事例等から見える課題について議論を行い、地域における課題の抽出、課題整理等を行い、相談支援体制の強化につなげていきます。</p> <p>（7）障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 【国の基本指針】 障害福祉サービス等の提供にあたっては、意志決定支援の適切な実施が重要であるとされています。令和8年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を</p>	<p>児童発達支援を実施しています。</p> <p>町として、児童発達支援事業を中心に、母子保健・子育て支援・教育・福祉支援との連携強化を図り、それぞれの専門性をより一層、活かした支援体制を強化するとともに、児童発達支援センター及び保育所等訪問支援事業所、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置などについて、その人数やニーズを把握し、町の現状に合わせ、圏域・市町村連携による設置も含め、町地域自立支援協議会を活用して検討をしていきます。</p> <p>また、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については、「茅ヶ崎地域小児等在宅医療連絡会議」及び「湘南東部障害保健福祉圏域自立支援協議会重度障害者等の医療ケアに関する連絡会」を活用するとともに、これらの連絡会等と町地域自立支援協議会等の連携を進めてまいります。</p> <p>さらに、医療的ケア児に関するコーディネーターについては、受講を促し、設置に努めます。</p> <p>（6）相談支援体制の充実強化 【国の基本指針】 令和5年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とするとされています。</p> <p>【町の現状と考え方】 町では、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、令和2年10月に基幹相談支援センターを開設しました。</p> <p>今後は、基幹相談支援センターを中心に、障がいの種別や異なるニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。また、相談支援体制強化の取り組みとして、地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導及び助言、地域の相談支援事業所等の人材育成、地域の相談支援機関等との連携を進めていきます。</p> <p>（7）障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 【国の基本指針】 令和5年度末までに都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とするとされています。</p>	

寒川町障がい者福祉計画（案） 新旧対照表

令和5年9月13日現在

新	旧	備考欄
<p>向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とするとされています。</p> <p>【町の現状と考え方】 障がい福祉サービスが多様化するなか、障がいのある人が真に必要とする障がい福祉サービス等の提供を行うことが重要となります。また、その提供にあっては、意志決定支援が重要であると考えます。</p> <p>そのため、都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修への参加等を通じて、制度に対する理解を深めていきます。</p> <p>なお、体制の構築については、近隣市の状況をみながら、町障害者事業所連絡会の活用なども視野に入れ検討していきます。</p> <p>2. 障がい福祉サービスの種類と見込量 第4回 自立支援協議会で提示予定</p> <p>3. 地域生活支援支援事業の見込量 第4回 自立支援協議会で提示予定</p> <p>資料編 第4回自立支援協議会で提示予定</p>	<p>【町の現状と考え方】 障がい福祉サービスが多様化するなか、障がいのある人が真に必要とする障がい福祉サービス等の提供を行うことが重要となります。</p> <p>そのため、都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修への参加等を通じて、制度に対する理解を深めていきます。</p> <p>なお、体制の構築については、近隣市の状況をみながら、町障害者事業所連絡会の活用なども視野に入れ検討していきます。</p> <p>2. 障がい福祉サービスの種類と見込量 第4回 自立支援協議会で提示予定のため記載しません。</p> <p>3. 地域生活支援支援事業の見込量 第4回 自立支援協議会で提示予定のため記載しません。</p> <p>資料編 第4回 自立支援協議会で提示予定のため記載しません。</p>	